

資料 3－1.

大和川下流部の減災に係る 次期取組方針

大和川下流部の減災に係る次期取組方針

(R8～R12)

大和川河川事務所

2.取組方針の改定の概要

①: 取組項目の削減・追加に伴う変更

②: 重点実施項目の設定

③: ①・②の変更に伴う取組方針の記載変更

① 減災対策協議会と流域治水部会の枠組み

- 現状として、下図に示すように大和川流域では減災対策協議会・流域治水部会という防災・減災のソフト・ハード整備について取りまとめる会議体が2つ存在する。
- 減災対策協議会に関しては、水防法に位置付けられた法定協議会ものである。
- 一方、流域治水部会に関しては、その減災対策協議会の規約第3条第4項に基づき設置されたものである。

【水防法】大規模氾濫減災対策協議会
大和川下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会
(設立: 平成28年4月13日)

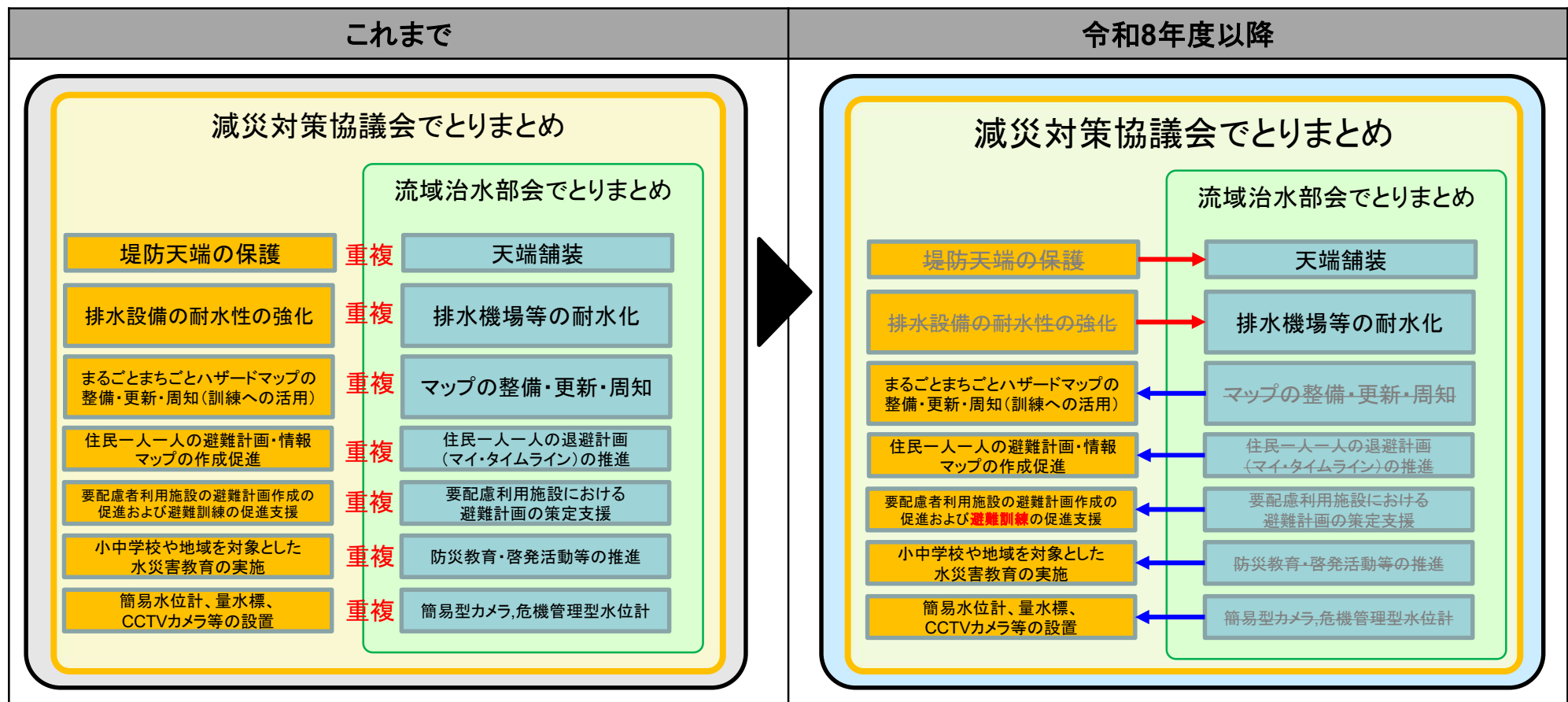
■ 大和川下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会
規約第3条第4項に基づき設置

大和川下流部流域治水部会
(設立: 令和2年7月31日)

②減災対策協議会と流域治水部会の取組項目の重複解消

- これまでは減災対策協議会・流域治水部会で同様の取組であっても、別々に取りまとめを行っていたことから、下図に示すように取組項目（排水機場設備の耐水化マイ・タイムライン等）の重複が生じていた。
- そこで、令和8年度以降は、減災対策協議会と流域治水部会で棲み分けを行う予定である。
- なお、要配慮者利用施設に関する取組では、減災対策協議会にて、特に『避難訓練』の実効性を高める内容を取りまとめていく。

■棲み分けのイメージ図



<旧No. の凡例>		<No. の凡例>	
	：現行の減災対策協議会における取組項目		：流域治水部会でとりまとめ予定
	：現行の流域治水部会における取組項目		：全機関実施済みのため、項目番号から除外
		赤字	：減災対策協議会・流域治水部会で重複解消

具体的な取組の柱		旧No.	No.	主な内容	次期(R8～12)におけるとりまとめ(案)
事項					
具体的取組					
(1)(氾濫を防ぐ・減らす)治水施設の整備や多面的機能の強化により、流域全体における氾濫の防止・軽減を推進					
■洪水を河川内で安全に流す対策に関する事項	1	－	①遠里小野地区の堤防整備	対象の全機関で実施済みのため、項目番号を除外	
	2	－	②長吉川辺地区の侵食対策	対象の全機関で実施済みのため、項目番号を除外	
	3	－	③太田地区の侵食対策	対象の全機関で実施済みのため、項目番号を除外	
	4	－	④国分市場地区の堤防整備	対象の全機関で実施済みのため、項目番号を除外	
	5	1	土砂・洪水氾濫への対策(緊急行動計画改定により追加)	流域治水部会でとりまとめ	
	6	2	重要インフラの機能確保(緊急行動計画改定により追加)	流域治水部会でとりまとめ	
	流	3	堤防整備や河道掘削の整備等	流域治水部会でとりまとめ	
	流	4	普通河川・準用河川の堆積土砂撤去、樹木伐採	流域治水部会でとりまとめ	
	流	5	遊水機能を最大限活用した遊水地の整備	流域治水部会でとりまとめ	
	41	6	堤防天端の保護	流域治水部会でとりまとめ	
	流		天端舗装	流域治水部会でとりまとめ	
	42	7	裏法尻の補強	流域治水部会でとりまとめ	
	流	8	堤防強化	流域治水部会でとりまとめ	
	流	9	更なる堤防の強化に向けて、継続的な技術開発	流域治水部会でとりまとめ	
■河川管理の高度化・充実に関する事項	流	10	樋門遠隔操作化	流域治水部会でとりまとめ	
■集水域での対策	流	11	雨水幹線、雨水ポンプ増強、市町村における浸水対策事業	流域治水部会でとりまとめ	
	45	12	排水設備の耐水性の強化(緊急行動計画改定により追加)	流域治水部会でとりまとめ	
	流		排水機場等の耐水化	流域治水部会でとりまとめ	
	流	13	寝屋川南部地下河川の活用	流域治水部会でとりまとめ	
	流	14	雨水貯留浸透施設	流域治水部会でとりまとめ	
	流	15	ため池治水活用	流域治水部会でとりまとめ	
	流	16	利水ダム等7ダムにおける事前放流等の実施、体制構築	流域治水部会でとりまとめ	
	流	17	地すべり対策	流域治水部会でとりまとめ	
	流	18	砂防事業	流域治水部会でとりまとめ	
流	19	ため池、農地、森林の保全	流域治水部会でとりまとめ		
(2)(被害対象を減らす)土地利用規制・誘導や構造的対策を主軸とした被害対象そのものを減らす取り組みを総合的に推進					
■氾濫域での対策	流	20	ガイドライン等による流域治水の取組の推進	流域治水部会でとりまとめ	
	流	21	防災調整池整備の指導等	流域治水部会でとりまとめ	

■取組項目数の変更表(現時点)

	現行の 取組項目数	令和8年度以降 の取組項目数 (推定)
減災対策協議会	46	30
流域治水部会	30	21
合計	76	51

全体の取組項目数は25減少

※重複している取組項目の整理や実施済みの取組項目削除等により

<旧No. の凡例>		<No. の凡例>			
□：現行の減災対策協議会における取組項目		□：流域治水部会でとりまとめ予定		□：全機関実施済みのため、項目番号から除外	
□：現行の流域治水部会における取組項目		□：減災対策協議会でとりまとめ予定		赤字：減災対策協議会・流域治水部会で重複解消	

具体的な取組の柱			旧No.	No.	主な内容	次期(R8～12)におけるとりまとめ(案)
事項						
具体的取組						

(3)(被害の軽減・早期復旧・復興)命を守る避難行動の実効性を強化し、一刻も早い生活再建と社会経済被害回復のための支援体制を確立・強化							
1. (避難)急激な水位上昇及び浸水に対して迅速、的確かつ主体的な避難行動のための取り組み							
1. (避難)広範囲の浸水に対して迅速、的確かつ主体的な広域避難行動のための取り組み							
	■避難指示等の発令に着目したタイムラインの作成・更新・活用に関する事項	7	—	避難指示等の発令基準の設定	対象の全機関で実施済みのため、項目番号を除外		
		8	—	避難指示等の発令基準の周知(HPでの公開等)	対象の全機関で実施済みのため、項目番号を除外		
		9	—	避難指示等の発令に着目したタイムラインの作成・更新	対象の全機関で実施済みのため、項目番号を除外		
		10	—	タイムラインの作成・更新支援	対象の全機関で実施済みのため、項目番号を除外		
		11	22	タイムラインに基づく訓練の実施	減災対策協議会で引き続き、とりまとめ		
		12	23	多機関連携型タイムラインの拡充 ※(緊急行動計画改定により追加)※流域タイムラインの作成	減災対策協議会で引き続き、とりまとめ		
		流	24	タイムラインの作成・更新	減災対策協議会に組み込み、とりまとめ		
		流	25	流域の河川情報を一元化しホットラインを強化	減災対策協議会に組み込み、とりまとめ		
	■ハザードマップの作成・周知等に関する事項	13	—	想定最大外力を対象とした浸水想定区域図の策定・公表 (水防法第14条で義務化)	対象の全機関で実施済みのため、項目番号を除外		
		14	—	想定最大外力を対象とした氾濫シミュレーションの公表	対象の全機関で実施済みのため、項目番号を除外		
		流	26	ハザードマップ作成・周知	減災対策協議会で引き続き、とりまとめ		
		15	27	広域避難に向けた調整及び検討	減災対策協議会で引き続き、とりまとめ		
		16	28	広域避難を考慮したハザードマップへの更新・周知	減災対策協議会で引き続き、とりまとめ		
		17	29	まるごとまちごとハザードマップの整備・更新・周知(訓練への活用)	減災対策協議会で引き続き、とりまとめ		
		流		マップの整備・更新・周知			
		18	30	避難場所並びに避難経路の指定・更新及び周知	減災対策協議会で引き続き、とりまとめ		
		19	31	応急的な退避場所の確保(緊急行動計画改定により追加)	減災対策協議会で引き続き、とりまとめ		
		20	32	住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進	減災対策協議会で引き続き、とりまとめ		
		流		住民一人一人の退避計画(マイ・タイムライン)の推進			
		21	33	要配慮者利用施設の避難計画作成の促進および避難訓練の促進支援 (水防法第15条で義務化)	減災対策協議会で引き続き、とりまとめ		
	流	要配慮者利用施設における避難計画の策定支援					
	■防災教育や防災知識の普及に関する事項	22	34	小中学校や地域を対象とした水災害教育の実施	減災対策協議会で引き続き、とりまとめ		
		流		防災教育・啓発活動等の推進			
		23	35	水災害意識啓発の広報	減災対策協議会で引き続き、とりまとめ		
		24	36	共助の仕組みの強化(緊急行動計画改定により追加)	減災対策協議会で引き続き、とりまとめ		
	1. (避難)広範囲の浸水に対して迅速、的確かつ主体的な広域避難行動のための取り組み						
		■避難行動のためのリアルタイム情報発信等に関する事項	25	—	同報系防災行政無線等の整備	対象の全機関で実施済みのため、項目番号を除外	
			26	—	避難行動の判断に必要な河川水位に関する情報提供 (必要箇所の拡大、大和川水位情報提供サイトのリンク貼付等)	対象の全機関で実施済みのため、項目番号を除外	
27			—	メール情報配信システムの構築、利用登録促進	対象の全機関で実施済みのため、項目番号を除外		
28			—	スマートフォン等を活用したリアルタイムの情報提供ならびにプッシュ型情報発信のための整備	対象の全機関で実施済みのため、項目番号を除外		
29			—	洪水予報文の改良と運用	対象の全機関で実施済みのため、項目番号を除外		
30			37	危険レベルの統一化等による災害情報の充実と整理(緊急行動計画改定により追加)	減災対策協議会で引き続き、とりまとめ		
流			38	わかりやすい防災気象情報の発信	減災対策協議会に組み込み、とりまとめ		
流			39	メディアと連携した河川情報の発信	減災対策協議会に組み込み、とりまとめ		
31			—	洪水予測や河川水位の状況に関する解説(緊急行動計画改定により追加)	対象の全機関で実施済みのため、項目番号を除外		
32			40	土砂災害警戒情報を補足する情報の提供(緊急行動計画改定により追加)	減災対策協議会で引き続き、とりまとめ		
33			41	簡易水位計、量水標、CCTVカメラの設置	減災対策協議会で引き続き、とりまとめ		
流				簡易型カメラ			
流			42	防災情報ネットワークの冗長化	減災対策協議会に組み込み、とりまとめ		
流			43	局地的豪雨探知システムの利活用推進とゲリラ豪雨対策アクションプランの策定	減災対策協議会に組み込み、とりまとめ		
2. (防ぐ)一秒でも長い避難時間の確保のための水防活動実現への取り組み							
	■水防活動の強化に関する事項	34	44	水防団(消防団含む)との情報伝達訓練の実施	減災対策協議会で引き続き、とりまとめ		
		35	45	水防団員や消防団員・水防協力団体の募集・指定を促進	減災対策協議会で引き続き、とりまとめ		
		36	46	関係機関が連携した実働水防訓練の実施(水防資材の点検管理含む)	減災対策協議会で引き続き、とりまとめ		
		37	47	浸水時においても災害対応を継続するための庁舎等施設の整備 (自家発電装置等の耐水化など)	減災対策協議会で引き続き、とりまとめ		
	■水防活動支援のための情報公開、情報共有に関する事項	38	48	重要水防箇所の情報共有と関係市等との共同点検の実施	減災対策協議会で引き続き、とりまとめ		
		39	—	メッシュ情報の充実(さまざまな地理情報との重ね合わせ 等)・利活用の促進	対象の全機関で実施済みのため、項目番号を除外		
	■防災気象情報の改善に関する事項	40	—	警報等における危険度を色分け表示(分かりやすい表示)	対象の全機関で実施済みのため、項目番号を除外		
		3. (回復)氾濫による社会経済被害の軽減、早期回復を可能とする水害に強い都市の再構築のための取り組み					
	■排水活動及び施設運用の強化に関する取組事項	43	49	大規模水害を想定した既存排水施設等の活用方法及び排水ポンプ車の設置箇所等、排水に関する検討	減災対策協議会で引き続き、とりまとめ		
		44	50	排水に関する訓練の実施	減災対策協議会で引き続き、とりまとめ		
		46	51	大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動	減災対策協議会で引き続き、とりまとめ		

2.取組方針の改定の概要

①: 取組項目の削減・追加に伴う変更

②: 重点実施項目の設定

③: ①・②の変更に伴う取組方針の記載変更

①重点実施項目設定の重要性

- 大和川では、「水害や土砂災害のリスクに対して自ら避難を判断し、周りの人達を誘導できる人（率先避難者）」が一定数存在する。一方で、「リスクの存在を知る必要がある人（フェイズ1）」が最も多いことがわかった。
- 現状を踏まえ、住民の防災意識として、**フェイズ1の減少**、「**率先避難者**」の増加および**フェイズ1～5の防災意識を段階的に高めていくこと**を目指していく必要がある。
- そこで、取組方針の進捗にあたっては、以下の3つの取組を実行することが有効と考えられることから、該当する取組を重点実施項目として設定し、取組を強化していくことが重要である。

現時点のフェイズ分類をもとにした有効な取組

①防災意識が低い住民に向けた取組

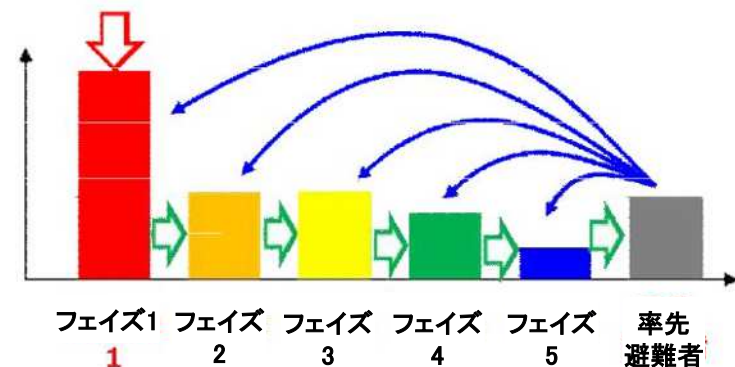
- ・災害リスクの認知度向上が必要な人に向けて自らのリスクを認知していただくような取組

②防災意識が高い住民に向けた取組

- ・フェイズ4、5、率先避難者が旗振り役となり、全体のフェイズを引き上げるような取組

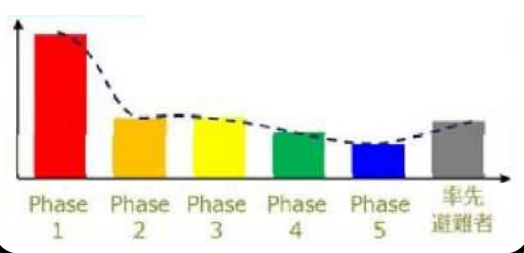
③地域住民に向けた取組

- ・各フェイズの人が段階的にワンランクアップを行えるように防災意識を底上げする取組

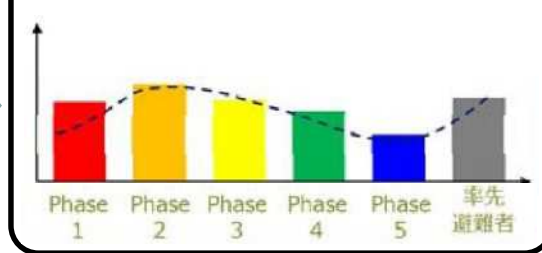


分類の経年変化のイメージ

令和7年度



令和●年度



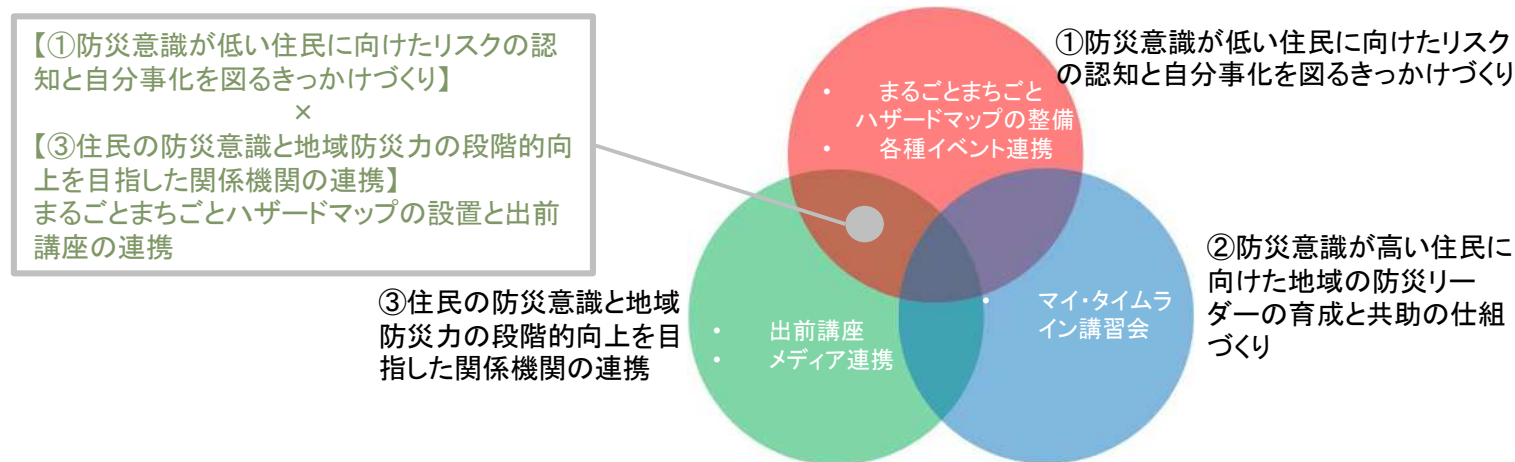
令和●年度



②重点実施項目の設定内容

- 重点実施項目は、住民意識の各フェイズを対象に設定する。
- なお、進捗率が低い取り組みに関しては、状況に応じて重点実施項目に設定し、フォローアップの強化を図るものとする。

対象となる 防災意識区分	重点実施項目の役割	取組内容(施策メニュー例)
フェイズ1～3 (特に無関心層)	①防災意識が低い住民に向けたリスクの認知と自分事化を図るきっかけづくり	・ まるごとまちごとハザードマップの整備 ・ 各種イベント連携 ・ 広報 など
フェイズ 4～5 (実行層・リーダー層)	②防災意識が高い住民に向けた地域の防災リーダーの育成と共助の仕組づくり	・ 出前講座(防災教育) ・ メディア連携 など
フェイズ1～5 (全住民)	③住民の防災意識と地域防災力の段階的向上を目指した関係機関の連携	・ マイ・タイムライン講習会 など



図ー 水害リスクの認知度に沿った取組の推進

2.取組方針の改定の概要

①: 取組項目の削減・追加に伴う変更

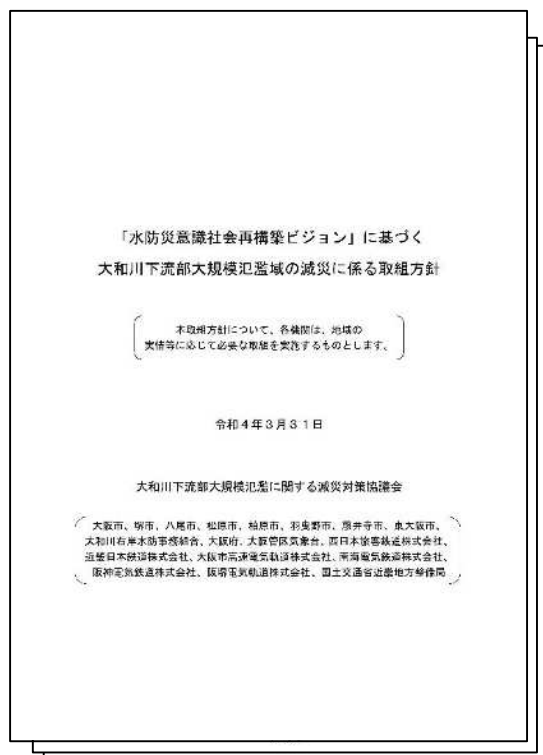
②: 重点実施項目の設定

③: ①・②の変更に伴う取組方針の記載変更

①次期取組方針の目次構成

- 現行の取組方針(令和4年3月31日改定)の目次構成を踏襲し、その内容を更新する。
- 目次における主な更新箇所は、「5.減災のための目標」「6.概ね5年で実施する取組」である。

目次における主な更新箇所



－目次－

1. はじめに
2. 本協議会の構成員
3. 大和川の概要
4. 現状の取組状況と課題
5. 減災のための目標
6. 概ね5年で実施する取組
7. フォローアップ

主な
更新箇所

②次期取組方針の更新内容

主な更新内容

- ① 5年間で達成すべき目標
- ② 取組方針の目標達成に向けた3本柱
- ③ 重点実施項目

その他更新内容

- はじめに: 取組方針の改定の経緯等の内容追加
- 大和川下流域の概要と主な課題: 令和5年度 台風第2号出水の概要等追加

③5年間で達成すべき目標(主な更新内容①)

- 次期取組方針の5年間で達成すべき目標は、現行の達成すべき目標を踏襲し、新たに「流域治水の自分事化」を追加することで、地域住民の防災意識向上と行動変容を促し、地域防災力向上を図るものとする。

旧	新
【5年間で達成すべき目標】 近畿最大の大阪都市圏に拡散する大和川下流部の大規模水害に対して、「迅速、的確かつ主体的な広域避難」と、「水害に強い都市への再構築」を目指す。	【5年間で達成すべき目標】 近畿最大の大阪都市圏に拡散する大和川下流部の大規模水害に対して、流域治水を自分事化する取組を推進し、「水害に強い都市への再構築」を目指す。

【変更理由】

意識変革を強く促す。流域治水を「自分事」と捉えることで、防災意識が行動に変わり、近年激甚化する水害に対応する「流域治水2.0」を社会全体で機能させることができるため。

③取組方針の目標達成に向けた3本柱(主な更新内容②)

- 次期取組方針の3本柱は、大和川水系流域治水プロジェクトの3本柱を反映し、特に”被害の軽減・早期復旧・復興”のための対策に対して、減災対策協議会の取組方針の3本柱を位置づけ、継続して避難誘導、水防活動及び排水活動に取り組むものとする。

旧	新
上記目標達成に向け、大和川下流域において昭和57年水害の再度災害防止を目的として、河川管理者が実施する堤防整備等の洪水を河川内で安全に流す対策、及び流域全体で実施する総合治水対策に加え、以下の項目を3本柱とした取組を実施する。 1. (避難) 急激な水位上昇及び浸水に対して迅速、的確かつ主体的な避難行動のための取り組み 2. (防ぐ) 一秒でも長い避難時間の確保のための水防活動実現への取り組み 3. (回復) 氾濫による社会経済被害の軽減、早期回復を可能とする取り組み	上記目標の達成に向け、大和川下流域において、以下の項目を3本柱とし、特に”被害の軽減・早期復旧・復興”のための対策として、「避難、防ぐ、回復」に資する取組を実施する。 1. (氾濫を防ぐ・減らす) 治水施設の整備や多面的機能の強化により、流域全体における氾濫の防止・軽減を推進 2. (被害対象を減らす) 流域全体での雨水貯留・浸透対策や土地利用規制・誘導を主軸とした被害対象そのものを減らす取り組みを総合的に推進 3. (被害の軽減・早期復旧・復興) 生命を守る避難行動の実効性を強化し、一刻も早い生活再建と社会経済被害回復のための支援体制を確立・強化 ①(避難) 急激な水位上昇及び浸水に対して迅速、的確かつ主体的な避難行動のための取り組み ②(防ぐ) 一秒でも長い避難時間の確保のための水防活動実現への取り組み ③(回復) 氾濫による社会経済被害の軽減、早期回復を可能とする取り組み なお、”氾濫を防ぐ・減らす”・”被害対象を減らす”や、“被害の軽減・早期復旧・復興”の一部項目に関しては流域治水部会でとりまとめを行う。

③重点実施項目(主な更新内容③)

- 次期取組方針では、新たに重点実施項目を設定し、地域住民の防災意識向上及び地域防災力向上に資する様々な取組を実施し、関係市町への水平展開を図る。

旧	新
取組方針には記載なし(ただし、資料には含めている状況)	大和川下流部の減災に係る取組方針において、流域治水プロジェクトの取組方針とともに、住民防災意識調査及び「流域治水の自分事化」の提言を踏まえて、氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりである。 特に、以下の3項目について、大和川下流部で重点的に取り組んでいく。 ①防災意識が薄い住民に向けたリスクの認知と自分事化を図るきっかけづくり ②防災意識が強い住民に向けた地域の防災リーダーの育成と共助の仕組づくり ③住民の防災意識と地域防災力の段階的向上を目指した関係機関の連携 <u>なお、進捗率が低い取り組みに関しては、状況に応じて重点実施項目に設定し、フォローアップの強化を図るものとする。</u>

3. 次期取組方針の新旧対照表

＜新旧対比表の見方＞

表の左側に現行の取組方針（R4年3月改定）の内容を記載し、表の右側に次期取組方針として、現状、課題及び主な取組内容等の追記または削除する更新箇所を記載

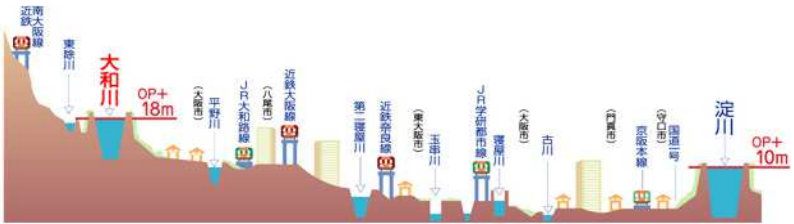
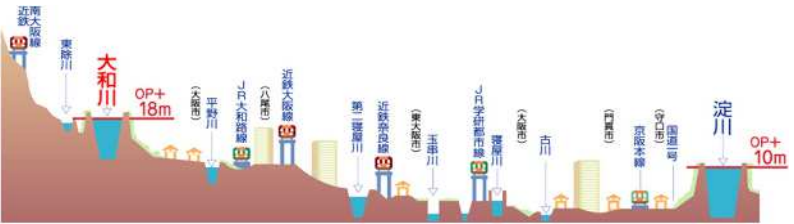
■大和川下流域の減災に係る取組方針 新旧対応表

項目	計画（令和4年3月31日改定）	事務局案	変更内容
表紙	「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく 大和川下流部大規模氾濫域の減災に係る取組方針 （ 本取組方針について、各機関は、地域の 実情等に応じて必要な取組を実施するものとします。 ） 令和4年3月31日 大和川下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会 （ 大阪市、堺市、八尾市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市、大和川右岸水防事務組 合、大阪府、大阪管区気象台、西日本旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、大阪市高速電 気軌道株式会社、南海電気鉄道株式会社、阪神電気鉄道株式会社、阪堺電気軌道株式会社、 国土交通省近畿地方整備局 ）	「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく 大和川下流部大規模氾濫域の減災に係る取組方針 （ 本取組方針について、各機関は、地域の 実情等に応じて必要な取組を実施するものとします。 ） 令和8年●月●日 大和川下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会 （ 大阪市、堺市、八尾市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市、大和川右岸水防事務組 合、大阪府、大阪管区気象台、西日本旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社、大阪市高速電 気軌道株式会社、南海電気鉄道株式会社、阪神電気鉄道株式会社、阪堺電気軌道株式会社、 国土交通省近畿地方整備局 ）	1. 第3期取組方 針の改定日時更 新

項目	計画（令和4年3月31日改定）	事務局案	変更内容		
1. はじめに	平成27年9月関東・東北豪雨災害により、鬼怒川の下流部では堤防が決壊するなど、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長時間の浸水が発生した。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。 このようなことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成27年12月10日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。 国土交通省では、この答申を踏まえ、新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその氾濫により浸水のおそれのある市町村（109水系、730市町村）において、水防災意識社会を再構築する協議会を新たに設置して減災のための目標を共有し、令和2年度を目処にハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとした。 大和川下流部では、この「水防災意識社会 再構築ビジョン」を踏まえ、地域住民の安全安心を担う沿川8市（大阪市、堺市、八尾市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市）、2水防事務組合（大和川右岸水防事務組合、泉州水防事務組合（平成28年12月解散））、大阪府、大阪管区気象台、近畿地方整備局で構成される「大和川下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会」を平成28年4月13日に設立した。 その中で、大和川下流部沿川は、JR大和路線や近鉄大阪線等の鉄道や、阪神高速堺線・松原線をはじめ近畿自動車道、阪和自動車道、国道25号等の基幹交通施設に加え、河口部には堺泉北港や大阪港等の阪神工業地帯の中枢港湾が位置し、陸海交通の要所となっており、大阪市や堺市をはじめとした近畿地方の行政・産業の主要機能の集積地域である。 大和川下流部では、昭和57年台風10号により、西除川等が合流する付近で計画高水位を超過し、大規模な浸水が発生した。本協議会では、この時の教訓や、その後各地で頻発している洪水の教訓を踏まえ、「避難・防ぐ・回復」といったことに主眼をおいた取組方針を策定した。 その後発生した平成30年7月豪雨では、広域的かつ同時多発的に河川の氾濫や土石流等が発生し、200名を超える死者・行方不明者と多くの家屋被害に加え、ライフラインや交通インフラ等の被災によって、甚大な社会経済被害が発生した。 平成30年7月豪雨災害を受けて社会資本整備審議会の答申では、関係機関の連携によるハード対策の強化に加え、大規模氾濫減災協議会等を活用し、多くの関係者の事前の備えと連携の強化により、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させる対策の強化を緊急的に図るべきである、とされている。 国土交通省は、これらを踏まえ、「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画を平成31年1月29日に改定した。具体的には、人的被害のみならず経済被害を軽減させるための多くの主体の事前の備えと連携の強化、災害時の実際に行動する主体である住民の取組強化、洪水のみならず土砂・高潮・内水、さらにそれらの複合的な災害への対策強化等の観点により、緊急行動計画の取組を拡充した。	平成27年9月関東・東北豪雨災害により、鬼怒川の下流部では堤防が決壊するなど、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長時間の浸水が発生した。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。 このようなことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成27年12月10日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。 国土交通省では、この答申を踏まえ、新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその氾濫により浸水のおそれのある市町村（109水系、730市町村）において、水防災意識社会を再構築する協議会を新たに設置して減災のための目標を共有し、令和2年度を目処にハード・ソフト対策を体的・計画的に推進することとした。 大和川下流部では、この「水防災意識社会 再構築ビジョン」を踏まえ、地域住民の安全安心を担う沿川8市（大阪市、堺市、八尾市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市）、2水防事務組合（大和川右岸水防事務組合、泉州水防事務組合（平成28年12月解散））、大阪府、大阪管区気象台、近畿地方整備局で構成される「大和川下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会」を平成28年4月13日に設立した。 その中で、大和川下流部沿川は、JR大和路線や近鉄大阪線等の鉄道や、阪神高速堺線・松原線をはじめ近畿自動車道、阪和自動車道、国道25号等の基幹交通施設に加え、河口部には堺泉北港や大阪港等の阪神工業地帯の中枢港湾が位置し、陸海交通の要所となっており、大阪市や堺市をはじめとした近畿地方の行政・産業の主要機能の集積地域である。 大和川下流部では、昭和57年台風10号により、西除川等が合流する付近で計画高水位を超過し、大規模な浸水が発生した。本協議会では、この時の教訓や、その後各地で頻発している洪水の教訓を踏まえ、「避難・防ぐ・回復」といったことに主眼をおいた取組方針を平成28年8月25日に策定した。 その後発生した平成30年7月豪雨では、広域的かつ同時多発的に河川の氾濫や土石流等が発生し、200名を超える死者・行方不明者と多くの家屋被害に加え、ライフラインや交通インフラ等の被災によって、甚大な社会経済被害が発生した。 平成30年7月豪雨災害を受けて社会資本整備審議会の答申では、関係機関の連携によるハード対策の強化に加え、大規模氾濫減災協議会等を活用し、多くの関係者の事前の備えと連携の強化により、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させる対策の強化を緊急的に図るべきである、とされている。 国土交通省は、これらを踏まえ、「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画を平成31年1月29日に改定した。具体的には、人的被害のみならず経済被害を軽減させるための多くの主体の事前の備えと連携の強化、災害時の実際に行動する主体である住民の取組強化、洪水のみならず土砂・高潮・内水、さらにそれらの複合的な災害への対策強化等の観点により、緊急行動計画の取組を拡充した。 このようなことから、本協議会は、鉄道事業者の協議会への参画及び緊急行動計画改定による取組方針の改定を令和4年3月31日に実施した。 また、大和川水系では、放射線に広がった支川から本川へ雨水が集中する上流域では「ながす・ためる・ひかえる」の三本柱の対策を、人口・資産が集中する下流域では高規格堤防等を進めることで、国管理区間においては戦後最大の被害をもたらした昭和57年8月洪水と同規模の洪水はん濫による浸水被害を防止し、流域における浸水被害の軽減を図ることを目指して、「流	2. 第1期取組方針の策定日時を追加	3. 第2期取組方針の更新日時を追加	4. 流域治水プロジェクトの策定を追加

項目	計画（令和４年３月３１日改定）	事務局案	変更内容
	今後、本協議会は、毎年出水期前に開催して、取組の進捗状況を確認するとともに、必要に応じて取組方針を見直していく。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。 なお、本取組方針は、本協議会規約第５条に基づき作成した。 ※本取組方針は、大和川・石川の直轄管理区間を対象としたものである。 ※本協議会で対象とする「大和川下流部」は、奈良県との境界である亀の瀬狭窄部から河口部までの大阪府域をいう。	域治水プロジェクト」を令和３年３月に制定し、あらゆる関係者が協働して更なる流域治水を推進することになった。 令和５年８月に流域治水の推進に向けた普及施策の行動計画として、「流域治水の推進に向けた普及施策の行動計画である「水害リスクを自分事化し、流域治水に取り組む主体を増やす流域治水の自分事化検討会」とりまとめ」が公表された。住民や企業などが自らの水災害リスクを認識し、自分事として捉え、主体的に行動することに加え、さらに視野を広げて、流域全体の被害や水災害対策の全体像を認識し、自らの行動を深化させることで、流域治水の取り組みを推進することになった。 本協議会では、こうした大和川流域の氾濫特性および治水事業の現状や平成２８年度から令和２年度までの取組の進捗状況、全国で頻発する水害の状況、流域治水プロジェクトを踏まえて検討を行い、令和４年３月に取組方針の改定を行い、令和８年●月に取組方針の改定を行い、令和８年度から１２年度までの主な取り組みについてとりまとめた。 引き続き、本協議会は、毎年出水期前に開催して、取組の進捗状況を確認するとともに、必要に応じて取組方針を見直していく。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。 なお、本取組方針は、本協議会規約第５条に基づき作成した。 ※本取組方針は、大和川・石川の直轄管理区間を対象としたものである。 ※本協議会で対象とする「大和川下流部」は、奈良県との境界である亀の瀬狭窄部から河口部までの大阪府域をいう。	５．「水害リスクを自分事化し、流域治水に取り組む主体を増やす流域治水の自分事化検討会」を追加 ６．文言変更 【更新日未決定】

項目	計画（令和４年３月 31 日改定）	事務局案	変更内容																																																																																				
2．本協議会の構成員	本協議会の参加機関及び構成メンバーは以下のとおりである。 <table><thead><tr><th>構成機関</th><th>構成員</th></tr></thead><tbody><tr><td>大阪市</td><td>市長</td></tr><tr><td>堺市</td><td>市長</td></tr><tr><td>八尾市</td><td>市長</td></tr><tr><td>松原市</td><td>市長</td></tr><tr><td>柏原市</td><td>市長</td></tr><tr><td>羽曳野市</td><td>市長</td></tr><tr><td>藤井寺市</td><td>市長</td></tr><tr><td>東大阪市</td><td>市長</td></tr><tr><td>大和川右岸水防事務組合</td><td>事務局長</td></tr><tr><td>大阪府</td><td>都市整備部事業管理室長</td></tr><tr><td>〃</td><td>都市整備部河川室長</td></tr><tr><td>〃</td><td>政策企画部危機管理室長</td></tr><tr><td>大阪管区气象台</td><td>台長</td></tr><tr><td>西日本旅客鉄道株式会社</td><td>近畿統括本部長</td></tr><tr><td>近畿日本鉄道株式会社</td><td>大阪統括部 施設部長</td></tr><tr><td>大阪市高速電気軌道株式会社</td><td>交通事業本部 副本部長</td></tr><tr><td>南海電気鉄道株式会社</td><td>鉄道営業本部 施設部 施設部長</td></tr><tr><td>阪神電気鉄道株式会社</td><td>都市交通事業本部 工務部長</td></tr><tr><td>阪堺電気軌道株式会社</td><td>常務取締役</td></tr><tr><td>近畿地方整備局</td><td>大和川河川事務所長</td></tr></tbody></table> ※平成28年12月に泉州水防事務組合解散	構成機関	構成員	大阪市	市長	堺市	市長	八尾市	市長	松原市	市長	柏原市	市長	羽曳野市	市長	藤井寺市	市長	東大阪市	市長	大和川右岸水防事務組合	事務局長	大阪府	都市整備部事業管理室長	〃	都市整備部河川室長	〃	政策企画部危機管理室長	大阪管区气象台	台長	西日本旅客鉄道株式会社	近畿統括本部長	近畿日本鉄道株式会社	大阪統括部 施設部長	大阪市高速電気軌道株式会社	交通事業本部 副本部長	南海電気鉄道株式会社	鉄道営業本部 施設部 施設部長	阪神電気鉄道株式会社	都市交通事業本部 工務部長	阪堺電気軌道株式会社	常務取締役	近畿地方整備局	大和川河川事務所長	本協議会の参加機関及び構成メンバーは以下のとおりである。 <table><thead><tr><th>構成機関</th><th>構成員</th></tr></thead><tbody><tr><td>大阪市</td><td>市長</td></tr><tr><td>堺市</td><td>市長</td></tr><tr><td>八尾市</td><td>市長</td></tr><tr><td>松原市</td><td>市長</td></tr><tr><td>柏原市</td><td>市長</td></tr><tr><td>羽曳野市</td><td>市長</td></tr><tr><td>藤井寺市</td><td>市長</td></tr><tr><td>東大阪市</td><td>市長</td></tr><tr><td>大和川右岸水防事務組合</td><td>事務局長</td></tr><tr><td>大阪府</td><td>都市整備部事業管理室長</td></tr><tr><td>〃</td><td>都市整備部河川室長</td></tr><tr><td>〃</td><td>政策企画部危機管理室長</td></tr><tr><td>大阪管区气象台</td><td>台長</td></tr><tr><td>西日本旅客鉄道株式会社</td><td>近畿統括本部長</td></tr><tr><td>近畿日本鉄道株式会社</td><td>大阪統括部 施設部長</td></tr><tr><td>大阪市高速電気軌道株式会社</td><td>交通事業本部 副本部長</td></tr><tr><td>南海電気鉄道株式会社</td><td>鉄道営業本部 施設部 施設部長</td></tr><tr><td>阪神電気鉄道株式会社</td><td>都市交通事業本部 工務部長</td></tr><tr><td>阪堺電気軌道株式会社</td><td>常務取締役</td></tr><tr><td>近畿地方整備局</td><td>大和川河川事務所長</td></tr></tbody></table> ※平成 28 年 12 月に泉州水防事務組合解散	構成機関	構成員	大阪市	市長	堺市	市長	八尾市	市長	松原市	市長	柏原市	市長	羽曳野市	市長	藤井寺市	市長	東大阪市	市長	大和川右岸水防事務組合	事務局長	大阪府	都市整備部事業管理室長	〃	都市整備部河川室長	〃	政策企画部危機管理室長	大阪管区气象台	台長	西日本旅客鉄道株式会社	近畿統括本部長	近畿日本鉄道株式会社	大阪統括部 施設部長	大阪市高速電気軌道株式会社	交通事業本部 副本部長	南海電気鉄道株式会社	鉄道営業本部 施設部 施設部長	阪神電気鉄道株式会社	都市交通事業本部 工務部長	阪堺電気軌道株式会社	常務取締役	近畿地方整備局	大和川河川事務所長	
構成機関	構成員																																																																																						
大阪市	市長																																																																																						
堺市	市長																																																																																						
八尾市	市長																																																																																						
松原市	市長																																																																																						
柏原市	市長																																																																																						
羽曳野市	市長																																																																																						
藤井寺市	市長																																																																																						
東大阪市	市長																																																																																						
大和川右岸水防事務組合	事務局長																																																																																						
大阪府	都市整備部事業管理室長																																																																																						
〃	都市整備部河川室長																																																																																						
〃	政策企画部危機管理室長																																																																																						
大阪管区气象台	台長																																																																																						
西日本旅客鉄道株式会社	近畿統括本部長																																																																																						
近畿日本鉄道株式会社	大阪統括部 施設部長																																																																																						
大阪市高速電気軌道株式会社	交通事業本部 副本部長																																																																																						
南海電気鉄道株式会社	鉄道営業本部 施設部 施設部長																																																																																						
阪神電気鉄道株式会社	都市交通事業本部 工務部長																																																																																						
阪堺電気軌道株式会社	常務取締役																																																																																						
近畿地方整備局	大和川河川事務所長																																																																																						
構成機関	構成員																																																																																						
大阪市	市長																																																																																						
堺市	市長																																																																																						
八尾市	市長																																																																																						
松原市	市長																																																																																						
柏原市	市長																																																																																						
羽曳野市	市長																																																																																						
藤井寺市	市長																																																																																						
東大阪市	市長																																																																																						
大和川右岸水防事務組合	事務局長																																																																																						
大阪府	都市整備部事業管理室長																																																																																						
〃	都市整備部河川室長																																																																																						
〃	政策企画部危機管理室長																																																																																						
大阪管区气象台	台長																																																																																						
西日本旅客鉄道株式会社	近畿統括本部長																																																																																						
近畿日本鉄道株式会社	大阪統括部 施設部長																																																																																						
大阪市高速電気軌道株式会社	交通事業本部 副本部長																																																																																						
南海電気鉄道株式会社	鉄道営業本部 施設部 施設部長																																																																																						
阪神電気鉄道株式会社	都市交通事業本部 工務部長																																																																																						
阪堺電気軌道株式会社	常務取締役																																																																																						
近畿地方整備局	大和川河川事務所長																																																																																						

項目	計画（令和4年3月31日改定）	事務局案	変更内容
3. 大和川の概要	大和川は、水源を笠置山地に発して初瀬川渓谷を下り、奈良盆地周辺の山地より南流する佐保川、秋篠川、富雄川、竜田川、北流する寺川、飛鳥川、曽我川、葛下川等の大小の支川を合わせながら西流する。その後、大阪府と奈良県の府県境にある亀の瀬狭窄部を経て河内平野に入り、和泉山脈を水源とする左支川石川、東除川、西除川を合わせ、浅香山の狭窄部を通過し、大阪湾に注ぐ幹川流路延長 68km、流域面積 1,070km² の一級河川である。 下流部の大和川は、柏原地点から北上し淀川と合流していたが、柏原市役所付近から下流は1704年に付け替えられた人工河川で、流路を西向きに付け替えられたため、大阪平野の高い位置を流れている。  大和川下流部は著しい天井川であり、右岸側の堤防が決壊した場合の氾濫域は広範囲に拡散する。また、左岸側は貯留型の氾濫形態となり、浸水深が大きいといった特徴がある。氾濫域には人口・資産が集積し、一度堤防が決壊すると大都市部が広範囲に浸水し、甚大な社会経済被害を及ぼす等、水害リスクが極めて大きい。 昭和 57 年（1982 年）には、8 月 2 日に柏原地点において約 2,500m³/sec の流量を記録した戦後最大となる洪水が発生した。大和川本川では、1 日から 3 日にかけて、藤井付近や支川西除川合流付近では計画高水位を超えたほか、奈良県や大阪府支川のはん濫や内水浸水のにより、21,956 戸の家屋がする等の被害が生じた。  大和川下流部の治水対策河道掘削・堤防等の整備をしている。	大和川は、水源を笠置山地に発して初瀬川渓谷を下り、奈良盆地周辺の山地より南流する佐保川、秋篠川、富雄川、竜田川、北流する寺川、飛鳥川、曽我川、葛下川等の大小の支川を合わせながら西流する。その後、大阪府と奈良県の府県境にある亀の瀬狭窄部を経て河内平野に入り、和泉山脈を水源とする左支川石川、東除川、西除川を合わせ、浅香山の狭窄部を通過し、大阪湾に注ぐ幹川流路延長 68km、流域面積 1,070km² の一級河川である。 下流部の大和川は、柏原地点から北上し淀川と合流していたが、柏原市役所付近から下流は1704年に付け替えられた人工河川で、流路を西向きに付け替えられたため、大阪平野の高い位置を流れている。  大和川下流部は著しい天井川であり、右岸側の堤防が決壊した場合の氾濫域は広範囲に拡散する。また、左岸側は貯留型の氾濫形態となり、浸水深が大きいといった特徴がある。氾濫域には人口・資産が集積し、一度堤防が決壊すると大都市部が広範囲に浸水し、甚大な社会経済被害を及ぼす等、水害リスクが極めて大きい。 昭和 57 年（1982 年）には、8 月 2 日に柏原地点において約 2,500m³/sec の流量を記録した戦後最大となる洪水が発生した。大和川本川では、1 日から 3 日にかけて、藤井付近や支川西除川合流付近では計画高水位を超えたほか、奈良県や大阪府内支川のはん濫や内水浸水の発生により、21,956 戸の家屋が浸水する等の被害が生じた。  大和川下流部の治水対策は、河道掘削・堤防等の整備を実施している。	

項目	計画（令和４年３月３１日改定）	事務局案	変更内容
４．現状の取組状況と課題	平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、多数の孤立者が発生する要因の一つとなった避難指示等の発令の遅れや住民の自主的避難が十分ではなかったこと、また土のう積み等の水防活動が十分に出来なかったことは、これまでの水害対策に課題があることを浮き彫りにした。 大和川下流部において、戦後最大規模の昭和 57 年台風 10 号の他、各地で頻発している洪水の教訓及び、参加機関が現在実施している主な減災に係る取組状況から見てきた主な課題の概要は以下のとおりである。 【避難】 避難経路の周知や広域避難に向けた調整、要配慮者利用施設の避難対策等が十分でないことが挙げられ、広範囲の浸水に対し住民等が主体的に避難行動するため取組を充実させる必要がある。 【防ぐ】 大和川下流部において、戦後最大となる昭和 57 年洪水と同規模洪水を安全に流すことを目的として、順次堤防整備等を実施しているが、被害拡大を防ぐといった観点では、計画堤防断面に満たない区間が存在することや、水防団（消防団）等との情報伝達の訓練が十分でない等といった水防活動に関わる課題が挙げられる。これら課題への対応を通じて、住民等の避難時間を一秒でも確保する取組が必要である。 【回復】 大規模な洪水氾濫による経済への影響が極めて大きいことから、現状の状態に早期に回復させるため、氾濫水を円滑かつ迅速に排水するための検討や、大規模工場等への水害対策等の啓発活動への対応が課題となっている。 以上の課題を踏まえ、大和川下流部の大規模水害に備えて「避難・防ぐ・回復」に対する具体的取組を実施することにより、「水防災意識社会」の再構築を目指すものである。	平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、多数の孤立者が発生する要因の一つとなった避難指示等の発令の遅れや住民の自主的避難が十分ではなかったこと、また土のう積み等の水防活動が十分に出来なかったことは、これまでの水害対策に課題があることを浮き彫りにした。 大和川下流部において、戦後最大規模の昭和 57 年台風 10 号の他、各地で頻発している洪水の教訓及び、参加機関が現在実施している主な減災に係る取組状況から見てきた主な課題の概要は以下のとおりである。 【避難】 避難経路の周知や広域避難に向けた調整、要配慮者利用施設の避難対策等が十分でないことが挙げられ、広範囲の浸水に対し住民等が主体的に避難行動するため取組を充実させる必要がある。 【防ぐ】 大和川下流部において、戦後最大となる昭和 57 年洪水と同規模洪水を安全に流すことを目的として、順次堤防整備等を実施しているが、被害拡大を防ぐといった観点では、計画堤防断面に満たない区間が存在することや、水防団（消防団）等との情報伝達の訓練が十分でない等といった水防活動に関わる課題が挙げられる。これら課題への対応を通じて、住民等の避難時間を一秒でも確保する取組が必要である。 【回復】 大規模な洪水氾濫による経済への影響が極めて大きいことから、現状の状態に早期に回復させるため、氾濫水を円滑かつ迅速に排水するための検討や、大規模工場等への水害対策等の啓発活動への対応が課題となっている。 以上の課題を踏まえ、大和川下流部の大規模水害に備えて「避難・防ぐ・回復」に対する具体的取組を実施することにより、「水防災意識社会」の再構築を目指すものである。	

項目	計画（令和4年3月31日改定）	事務局案	変更内容																																																		
	参加機関が現在実施している主な減災に係る取組と課題の詳細は、以下のとおりである。 （１） 情報伝達等に関する事項 凡例現状：○、課題：● アルファベット(A,B,C等)：課題の整理記号 <table><tr><th>項目</th><th colspan="2">現状(○)と課題(●)</th></tr><tr><td rowspan="2">想定される浸水リスクについて</td><td colspan="2">○大和川水系の直轄管理区間において、想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域や家屋倒壊等氾濫想定区域を大和川河川事務所のＨＰ等で公表（公表河川：大和川、佐保川、曽我川）している。</td></tr><tr><td>●洪水浸水想定区域や家屋倒壊等氾濫想定区域に対する住民の理解や、住民等に対する周知が十分でない。</td><td>A</td></tr><tr><td rowspan="3">避難指示等の発令基準について</td><td colspan="2">○避難指示等の発令基準を避難指示等の判断・伝達マニュアル等に定め、その内容に基づき発令している。</td></tr><tr><td>●避難指示等の発令基準の住民等に対する周知が十分でない。</td><td>B</td></tr><tr><td>●避難が夜間の場合、避難中の災害や事故等が懸念される。 ●空振りの避難指示等が多発した場合に信憑性が薄れ、避難率の低下が懸念される。</td><td>C</td></tr><tr><td rowspan="2">避難場所、避難経路の指定について</td><td colspan="2">○避難場所の住民等への周知は、防災マップやハザードマップに記載し、住民に配布している。 ○一部の自治体は、避難経路を防災マップやハザードマップに記載している。</td></tr><tr><td>●ハザードマップは配布されているが、見られていない家庭もあり、避難場所の周知が十分でないことが懸念される。 ●避難場所を指定されている自治体においても、避難経路が指定されていない場合がある。</td><td>D</td></tr><tr><td rowspan="2">広域避難について</td><td colspan="2">○同一府内の他の市町村の区域における一時的な滞在を考慮した広域避難計画が具体化しているのは一部の自治体に留まっている。 ○ただし、広域避難について近隣市と調整している自治体も多い。</td></tr><tr><td>●避難場所や避難所までのルートが浸水（外水氾濫水または内水氾濫水により）する。 ●一部の自治体では、近隣市との調整についても実施に至っていない。</td><td>E</td></tr></table>	項目	現状(○)と課題(●)		想定される浸水リスクについて	○大和川水系の直轄管理区間において、想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域や家屋倒壊等氾濫想定区域を大和川河川事務所のＨＰ等で公表（公表河川：大和川、佐保川、曽我川）している。		●洪水浸水想定区域や家屋倒壊等氾濫想定区域に対する住民の理解や、住民等に対する周知が十分でない。	A	避難指示等の発令基準について	○避難指示等の発令基準を避難指示等の判断・伝達マニュアル等に定め、その内容に基づき発令している。		●避難指示等の発令基準の住民等に対する周知が十分でない。	B	●避難が夜間の場合、避難中の災害や事故等が懸念される。 ●空振りの避難指示等が多発した場合に信憑性が薄れ、避難率の低下が懸念される。	C	避難場所、避難経路の指定について	○避難場所の住民等への周知は、防災マップやハザードマップに記載し、住民に配布している。 ○一部の自治体は、避難経路を防災マップやハザードマップに記載している。		●ハザードマップは配布されているが、見られていない家庭もあり、避難場所の周知が十分でないことが懸念される。 ●避難場所を指定されている自治体においても、避難経路が指定されていない場合がある。	D	広域避難について	○同一府内の他の市町村の区域における一時的な滞在を考慮した広域避難計画が具体化しているのは一部の自治体に留まっている。 ○ただし、広域避難について近隣市と調整している自治体も多い。		●避難場所や避難所までのルートが浸水（外水氾濫水または内水氾濫水により）する。 ●一部の自治体では、近隣市との調整についても実施に至っていない。	E	参加機関が現在実施している主な減災に係る取組と課題の詳細は、以下のとおりである。 （１） 情報伝達等に関する事項 凡例現状：○、課題：● アルファベット(A,B,C等)：課題の整理記号 <table><tr><th>項目</th><th colspan="2">現状(○)と課題(●)</th></tr><tr><td rowspan="2">想定される浸水リスクについて</td><td colspan="2">○大和川水系の直轄管理区間において、想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域や家屋倒壊等氾濫想定区域を大和川河川事務所のＨＰ等で公表（公表河川：大和川、佐保川、曽我川）している。</td></tr><tr><td>●洪水浸水想定区域や家屋倒壊等氾濫想定区域に対する住民の理解や、住民等に対する周知が十分でない。</td><td>A</td></tr><tr><td rowspan="3">避難指示等の発令基準について</td><td colspan="2">○避難指示等の発令基準を避難指示等の判断・伝達マニュアル等に定め、その内容に基づき発令している。</td></tr><tr><td>●避難指示等の発令基準の住民等に対する周知が十分でない。</td><td>B</td></tr><tr><td>●避難が夜間の場合、避難中の災害や事故等が懸念される。 ●空振りの避難指示等が多発した場合に信憑性が薄れ、避難率の低下が懸念される。</td><td>C</td></tr><tr><td rowspan="2">避難場所、避難経路の指定について</td><td colspan="2">○避難場所の住民等への周知は、防災マップやハザードマップに記載し、住民に配布している。 ○一部の自治体は、避難経路を防災マップやハザードマップに記載している。</td></tr><tr><td>●ハザードマップは配布されているが、見られていない家庭もあり、避難場所の周知が十分でないことが懸念される。 ●避難場所を指定されている自治体においても、避難経路が指定されていない場合がある。</td><td>D</td></tr><tr><td rowspan="2">広域避難について</td><td colspan="2">○同一府内の他の市町村の区域における一時的な滞在を考慮した広域避難計画が具体化しているのは一部の自治体に留まっている。 ○ただし、広域避難について近隣市と調整している自治体も多い。</td></tr><tr><td>●避難場所や避難所までのルートが浸水（外水氾濫水または内水氾濫水により）する。 ●一部の自治体では、近隣市との調整についても実施に至っていない。</td><td>E</td></tr></table>	項目	現状(○)と課題(●)		想定される浸水リスクについて	○大和川水系の直轄管理区間において、想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域や家屋倒壊等氾濫想定区域を大和川河川事務所のＨＰ等で公表（公表河川：大和川、佐保川、曽我川）している。		●洪水浸水想定区域や家屋倒壊等氾濫想定区域に対する住民の理解や、住民等に対する周知が十分でない。	A	避難指示等の発令基準について	○避難指示等の発令基準を避難指示等の判断・伝達マニュアル等に定め、その内容に基づき発令している。		●避難指示等の発令基準の住民等に対する周知が十分でない。	B	●避難が夜間の場合、避難中の災害や事故等が懸念される。 ●空振りの避難指示等が多発した場合に信憑性が薄れ、避難率の低下が懸念される。	C	避難場所、避難経路の指定について	○避難場所の住民等への周知は、防災マップやハザードマップに記載し、住民に配布している。 ○一部の自治体は、避難経路を防災マップやハザードマップに記載している。		●ハザードマップは配布されているが、見られていない家庭もあり、避難場所の周知が十分でないことが懸念される。 ●避難場所を指定されている自治体においても、避難経路が指定されていない場合がある。	D	広域避難について	○同一府内の他の市町村の区域における一時的な滞在を考慮した広域避難計画が具体化しているのは一部の自治体に留まっている。 ○ただし、広域避難について近隣市と調整している自治体も多い。		●避難場所や避難所までのルートが浸水（外水氾濫水または内水氾濫水により）する。 ●一部の自治体では、近隣市との調整についても実施に至っていない。	E	
項目	現状(○)と課題(●)																																																				
想定される浸水リスクについて	○大和川水系の直轄管理区間において、想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域や家屋倒壊等氾濫想定区域を大和川河川事務所のＨＰ等で公表（公表河川：大和川、佐保川、曽我川）している。																																																				
	●洪水浸水想定区域や家屋倒壊等氾濫想定区域に対する住民の理解や、住民等に対する周知が十分でない。	A																																																			
避難指示等の発令基準について	○避難指示等の発令基準を避難指示等の判断・伝達マニュアル等に定め、その内容に基づき発令している。																																																				
	●避難指示等の発令基準の住民等に対する周知が十分でない。	B																																																			
	●避難が夜間の場合、避難中の災害や事故等が懸念される。 ●空振りの避難指示等が多発した場合に信憑性が薄れ、避難率の低下が懸念される。	C																																																			
避難場所、避難経路の指定について	○避難場所の住民等への周知は、防災マップやハザードマップに記載し、住民に配布している。 ○一部の自治体は、避難経路を防災マップやハザードマップに記載している。																																																				
	●ハザードマップは配布されているが、見られていない家庭もあり、避難場所の周知が十分でないことが懸念される。 ●避難場所を指定されている自治体においても、避難経路が指定されていない場合がある。	D																																																			
広域避難について	○同一府内の他の市町村の区域における一時的な滞在を考慮した広域避難計画が具体化しているのは一部の自治体に留まっている。 ○ただし、広域避難について近隣市と調整している自治体も多い。																																																				
	●避難場所や避難所までのルートが浸水（外水氾濫水または内水氾濫水により）する。 ●一部の自治体では、近隣市との調整についても実施に至っていない。	E																																																			
項目	現状(○)と課題(●)																																																				
想定される浸水リスクについて	○大和川水系の直轄管理区間において、想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域や家屋倒壊等氾濫想定区域を大和川河川事務所のＨＰ等で公表（公表河川：大和川、佐保川、曽我川）している。																																																				
	●洪水浸水想定区域や家屋倒壊等氾濫想定区域に対する住民の理解や、住民等に対する周知が十分でない。	A																																																			
避難指示等の発令基準について	○避難指示等の発令基準を避難指示等の判断・伝達マニュアル等に定め、その内容に基づき発令している。																																																				
	●避難指示等の発令基準の住民等に対する周知が十分でない。	B																																																			
	●避難が夜間の場合、避難中の災害や事故等が懸念される。 ●空振りの避難指示等が多発した場合に信憑性が薄れ、避難率の低下が懸念される。	C																																																			
避難場所、避難経路の指定について	○避難場所の住民等への周知は、防災マップやハザードマップに記載し、住民に配布している。 ○一部の自治体は、避難経路を防災マップやハザードマップに記載している。																																																				
	●ハザードマップは配布されているが、見られていない家庭もあり、避難場所の周知が十分でないことが懸念される。 ●避難場所を指定されている自治体においても、避難経路が指定されていない場合がある。	D																																																			
広域避難について	○同一府内の他の市町村の区域における一時的な滞在を考慮した広域避難計画が具体化しているのは一部の自治体に留まっている。 ○ただし、広域避難について近隣市と調整している自治体も多い。																																																				
	●避難場所や避難所までのルートが浸水（外水氾濫水または内水氾濫水により）する。 ●一部の自治体では、近隣市との調整についても実施に至っていない。	E																																																			

項目	計画（令和４年３月 31 日改定）		事務局案	変更内容
	項目	現状（○）と課題（●）		
	住民等への情報伝達の方法について	○伝達方法としては、自治会組織（自治会長）への連絡、エリアメール、WEB、防災行政無線、広報車の利用及び、ラジオテレビ等報道機関への協力要請等が実施されている。		
		●WEB などにより情報提供を実施しているが、住民等に対し切迫感が伝わっていない。 ●防災行政無線は、豪雨時の雨音や濁流の音で聞き取れない恐れがある。 ●防災情報が高齢者に伝わっていない。	F	
	避難誘導体制について	○市職員、消防団員、警察署、自主防災組織が連携して、避難誘導を行っている。 ○避難行動要支援者に対しては、地域住民、自主防災組織等と連携し、避難誘導を行っている。		
		●避難者の高齢化に配慮した避難計画となっていない。 ●夜間などの避難指示等発令時期のタイミングが難しい。 ●要配慮者利用施設等の避難誘導体制の整備が必要。	G	
	要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設等防災上配慮を要する者が利用する施設）の避難対策について	○一部の施設所有者・管理者は、避難計画を作成している。		
		●避難計画に基づく避難訓練を実施している施設所有者・管理者は少ない。 ●円滑かつ迅速な避難を実現するため、避難計画を作成していない施設所有者・管理者へ情報提供し、作成の拡大が必要。	H	
	避難訓練の実施について	○避難場所までの避難訓練を実施している自治体が多いが、大和川の氾濫被害を対象に訓練を実施している自治体は少ない。		
		●ハザードマップをもとに大和川の氾濫被害を対象とした訓練を継続的に実施することが必要。	I	
	災害教育について	○小中学校や地域を対象に水災害教育を実施している。 ●住民の防災意識・知識は十分でなく、水災害教育の取り組みの充実・継続が必要。		J
まるごとまちごとハザードマップについて	○半数の自治体での設置に留まっている。 ●訓練での活用が十分でない。 ●図上だけでなく現地において浸水深・避難場所等を事前に知らせておくことが重要であり、広報活動による周知や、さらなる整備の推進が必要。		K	
	項目	現状（○）と課題（●）		
	住民等への情報伝達の方法について	○伝達方法としては、自治会組織（自治会長）への連絡、エリアメール、WEB、防災行政無線、広報車の利用及び、ラジオテレビ等報道機関への協力要請等が実施されている。		
		●WEB などにより情報提供を実施しているが、住民等に対し切迫感が伝わっていない。 ●防災行政無線は、豪雨時の雨音や濁流の音で聞き取れない恐れがある。 ●防災情報が高齢者に伝わっていない。	F	
	避難誘導体制について	○市職員、消防団員、警察署、自主防災組織が連携して、避難誘導を行っている。 ○避難行動要支援者に対しては、地域住民、自主防災組織等と連携し、避難誘導を行っている。		
		●避難者の高齢化に配慮した避難計画となっていない。 ●夜間などの避難指示等発令時期のタイミングが難しい。 ●要配慮者利用施設等の避難誘導体制の整備が必要。	G	
	要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設等防災上配慮を要する者が利用する施設）の避難対策について	○一部の施設所有者・管理者は、避難計画を作成している。		
		●避難計画に基づく避難訓練を実施している施設所有者・管理者は少ない。 ●円滑かつ迅速な避難を実現するため、避難計画を作成していない施設所有者・管理者へ情報提供し、作成の拡大が必要。	H	
	避難訓練の実施について	○避難場所までの避難訓練を実施している自治体が多いが、大和川の氾濫被害を対象に訓練を実施している自治体は少ない。		
		●ハザードマップをもとに大和川の氾濫被害を対象とした訓練を継続的に実施することが必要。	I	
	災害教育について	○小中学校や地域を対象に水災害教育を実施している。 ●住民の防災意識・知識は十分でなく、水災害教育の取り組みの充実・継続が必要。		J
まるごとまちごとハザードマップについて	○半数の自治体での設置に留まっている。 ●訓練での活用が十分でない。 ●図上だけでなく現地において浸水深・避難場所等を事前に知らせておくことが重要であり、広報活動による周知や、さらなる整備の推進が必要。		K	

項目	計画（令和４年３月３１日改定）			事務局案			変更内容	
	項目	現状（○）と課題（●）			項目	現状（○）と課題（●）		
	避難に関する啓発活動について	○広報を実施したり資料を作成し、周知している。		L	避難に関する啓発活動について	○広報を実施したり資料を作成し、周知している。		L
		●水防災意識の伝承が必要。 ●防災に関して関心が低い人に対する効果的な啓発活動が十分でない。				●水防災意識の伝承が必要。 ●防災に関して関心が低い人に対する効果的な啓発活動が十分でない。		
	市庁舎等の災害時における対応	○堤防の決壊等に対し、代替の執務場所を確保している。		M	市庁舎等の災害時における対応	○堤防の決壊等に対し、代替の執務場所を確保している。		M
		●大規模氾濫時に市役所等災害基地が水没すると機能が低下する。 ●一部の災害拠点病院が浸水想定区域内にある。				●大規模氾濫時に市役所等災害基地が水没すると機能が低下する。 ●一部の災害拠点病院が浸水想定区域内にある。		
	大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動について	○一部では浸水リスク等の説明、努力義務について啓発している自治体もあるが、多くの自治体で実施に至っていない。		N	大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動について	○一部では浸水リスク等の説明、努力義務について啓発している自治体もあるが、多くの自治体で実施に至っていない。		N
		●地域経済に多大な影響を及ぼす大規模工場等への水害対策等の啓発活動が十分でない。				●地域経済に多大な影響を及ぼす大規模工場等への水害対策等の啓発活動が十分でない。		

項目	計画（令和４年３月 31 日改定）		事務局案	変更内容
	(２) 水防に関する事項		(２) 水防に関する事項	
	項目	現状(○)と課題(●)	項目	現状(○)と課題(●)
	水防団（消防団）等との情報共有について	○ほとんどの自治体は、水防団等との情報共有をしている。 ●伝達訓練をしている自治体は半数程度に留まっている。 ●情報伝達の訓練を含む情報提供の継続性が必要。 ●出動初期体制の混乱や連絡体制の不備により水防活動が遅れる恐れがある。 ●担当エリアに隣接する地区との重要水防箇所に関する情報・認識が不十分。 O	水防団（消防団）等との情報共有について	○ほとんどの自治体は、水防団等との情報共有をしている。 ●伝達訓練をしている自治体は半数程度に留まっている。 ●情報伝達の訓練を含む情報提供の継続性が必要。 ●出動初期体制の混乱や連絡体制の不備により水防活動が遅れる恐れがある。 ●担当エリアに隣接する地区との重要水防箇所に関する情報・認識が不十分。 O
	水防体制	○半数以上の自治体が水防倉庫だけでなく、水防倉庫以外にも水防活動に必要な資機材を備蓄している。 ●資機材の充実が必要。 ●水防資材の点検管理の徹底（資材補充等の確性）が必要。 P ○半数程度の自治体において、水防団等を含む関係機関が連携した実働水防訓練を実施している。 ●訓練が定期的に毎年実施されていない自治体が多く、継続性の確保も課題。 Q ○一部の自治体で団員募集、河川に近接する企業に協力要請している。 ●水防団（消防団含む）構成員の高齢化が進んでいる。 ●自主防災組織の組織率が低い。 R	水防体制	○半数以上の自治体が水防倉庫だけでなく、水防倉庫以外にも水防活動に必要な資機材を備蓄している。 ●資機材の充実が必要。 ●水防資材の点検管理の徹底（資材補充等の確性）が必要。 P ○半数程度の自治体において、水防団等を含む関係機関が連携した実働水防訓練を実施している。 ●訓練が定期的に毎年実施されていない自治体が多く、継続性の確保も課題。 Q ○一部の自治体で団員募集、河川に近接する企業に協力要請している。 ●水防団（消防団含む）構成員の高齢化が進んでいる。 ●自主防災組織の組織率が低い。 R
	河川水位等に係る情報提供について	○市のホームページ等に大和川の河川水位等をリアルタイムで見られるように大和川河川事務所ＨＰの「リアルタイム観測情報マップ」又は国土交通省ＨＰの「川の防災情報」とリンクを貼っている。 ●ライブ映像をホームページで提供しているが、箇所は限られており、各市の防災対策や住民の避難行動の判断に必要な箇所に対して十分でない。 ●基準水位観測所の対象区間が広範囲であるため、優先的に水防活動を実施すべき箇所の特定・共有が難しい。 S	河川水位等に係る情報提供について	○市のホームページ等に大和川の河川水位等をリアルタイムで見られるように大和川河川事務所ＨＰの「リアルタイム観測情報マップ」又は国土交通省ＨＰの「川の防災情報」とリンクを貼っている。 ●ライブ映像をホームページで提供しているが、箇所は限られており、各市の防災対策や住民の避難行動の判断に必要な箇所に対して十分でない。 ●基準水位観測所の対象区間が広範囲であるため、優先的に水防活動を実施すべき箇所の特定・共有が難しい。 S

項目	計画（令和4年3月31日改定）		事務局案	変更内容
	（３） 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項		（３） 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項	
	項目	現状(○)と課題(●)	項目	現状(○)と課題(●)
	氾濫水の排水について	○外水氾濫水を排水するポンプ施設はない。 ○半数程度の自治体が氾濫水を迅速に排水するため、排水のための計画が必要と考えている。 ●内水排水のポンプ施設はあるが、外水氾濫水を排水するポンプ施設がない。 ●排水計画がなく、円滑な排水実施上の課題がある。 ●決壊を伴う大規模氾濫時等における排水機場等の操作に関わる情報が関係機関に共有されていない。 ●既存内水排水ポンプ施設等の活用の課題がある。 ●排水路、排水施設等に係る情報が関係者間で共有されていない。	T	
	（４） 河川管理施設の整備に関する事項		（４） 河川管理施設の整備に関する事項	
	項目	現状(○)と課題(●)	項目	現状(○)と課題(●)
	排水施設の耐水化について	○半数程度の自治体が排水ポンプ場等の排水施設において耐水化（門扉等の水密化など）を図っている。 ●耐水化されていない施設がある。	U	
	堤防等河川管理施設の現状の整備状況	○現在の堤防の高さや幅、過去の漏水実績などから、河川改修を実施してきている。 ●計画堤防断面に対して、高さや幅が不足している区間や、浸透・侵食に対して安全性が確保されていない区間があり、洪水により氾濫する恐れがある。 ●河川改修の完了には時間、費用を要する。	V	

項目	計画（令和４年３月３１日改定）	事務局案	変更内容				
		(５) その他 ①流域治水の推進 ※現状:○、課題:●（以下同様） <table><thead><tr><th>項目</th><th>現状と課題</th></tr></thead><tbody><tr><td>大和川水系流域治水プロジェクトの進捗状況</td><td> ○気候変動の影響や社会情勢の変化などを踏まえ、「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について」の答申が令和２年７月にとりまとめられた。この答申を踏まえ、国土交通省では気候変動による災害の激甚化・頻発化を踏まえ、河川管理者が主体となって行う河川整備等の事前防災対策を加速化させることに加え、あらゆる関係者が協働して流域全体を行う「流域治水」を推進し、総合的かつ多層的な対策を行うこととした。 ・大和川流域では、激甚化・頻発化する豪雨災害に対し、あらゆる関係者（国・県・市町村等）が協働して取り組む治水対策「流域治水」を推進するため、「大和川水系流域治水プロジェクト」を令和３年３月に策定した。 【流域治水部会でのみ実施されている具体的な対策】 ■氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 <洪水を河川内で安全に流す対策に関する事項> ○堤防整備や河道掘削の整備等 ○普通河川・準用河川の堆積土砂撤去、樹木伐採 ○遊水機能を最大限活用した遊水地の整備 ○更なる堤防強化に向けて、継続的な技術開発 <集水域での対策> ○雨水幹線、雨水ポンプ増強、市町村における浸水対策事業 ○雨水貯留浸透施設 ○各戸の貯留施設、浸透施設の設置に関する補助金交付制度 ○ため池治水活用 ○田んぼ治水活用 ○井堰事前転倒による流す対策等の実施、体制構築 ○利水ダム等７ダムにおける事前放流等の実施、体制構築 ○地すべり ○砂防事業 ○ため池、農地、森林の保全 ■被害対象を軽減する対策 <氾濫域での対策> ○ガイドライン等による流域治水の取組の推進 ○防災調節地整備の指導等 ■被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 <避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備> ○新技術を活用した越水・漏水の感知システムの整備 ○樋門遠隔操作化 ○新技術を活用した流域の浸水監視体制の強化（河口部河床、外水、内水） </td></tr></tbody></table>	項目	現状と課題	大和川水系流域治水プロジェクトの進捗状況	○気候変動の影響や社会情勢の変化などを踏まえ、「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について」の答申が令和２年７月にとりまとめられた。この答申を踏まえ、国土交通省では気候変動による災害の激甚化・頻発化を踏まえ、河川管理者が主体となって行う河川整備等の事前防災対策を加速化させることに加え、あらゆる関係者が協働して流域全体を行う「流域治水」を推進し、総合的かつ多層的な対策を行うこととした。 ・大和川流域では、激甚化・頻発化する豪雨災害に対し、あらゆる関係者（国・県・市町村等）が協働して取り組む治水対策「流域治水」を推進するため、「大和川水系流域治水プロジェクト」を令和３年３月に策定した。 【流域治水部会でのみ実施されている具体的な対策】 ■氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 <洪水を河川内で安全に流す対策に関する事項> ○堤防整備や河道掘削の整備等 ○普通河川・準用河川の堆積土砂撤去、樹木伐採 ○遊水機能を最大限活用した遊水地の整備 ○更なる堤防強化に向けて、継続的な技術開発 <集水域での対策> ○雨水幹線、雨水ポンプ増強、市町村における浸水対策事業 ○雨水貯留浸透施設 ○各戸の貯留施設、浸透施設の設置に関する補助金交付制度 ○ため池治水活用 ○田んぼ治水活用 ○井堰事前転倒による流す対策等の実施、体制構築 ○利水ダム等７ダムにおける事前放流等の実施、体制構築 ○地すべり ○砂防事業 ○ため池、農地、森林の保全 ■被害対象を軽減する対策 <氾濫域での対策> ○ガイドライン等による流域治水の取組の推進 ○防災調節地整備の指導等 ■被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 <避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備> ○新技術を活用した越水・漏水の感知システムの整備 ○樋門遠隔操作化 ○新技術を活用した流域の浸水監視体制の強化（河口部河床、外水、内水）	7. 大和川水系流域治水プロジェクトで実施する対策の概要を追加
項目	現状と課題						
大和川水系流域治水プロジェクトの進捗状況	○気候変動の影響や社会情勢の変化などを踏まえ、「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について」の答申が令和２年７月にとりまとめられた。この答申を踏まえ、国土交通省では気候変動による災害の激甚化・頻発化を踏まえ、河川管理者が主体となって行う河川整備等の事前防災対策を加速化させることに加え、あらゆる関係者が協働して流域全体を行う「流域治水」を推進し、総合的かつ多層的な対策を行うこととした。 ・大和川流域では、激甚化・頻発化する豪雨災害に対し、あらゆる関係者（国・県・市町村等）が協働して取り組む治水対策「流域治水」を推進するため、「大和川水系流域治水プロジェクト」を令和３年３月に策定した。 【流域治水部会でのみ実施されている具体的な対策】 ■氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 <洪水を河川内で安全に流す対策に関する事項> ○堤防整備や河道掘削の整備等 ○普通河川・準用河川の堆積土砂撤去、樹木伐採 ○遊水機能を最大限活用した遊水地の整備 ○更なる堤防強化に向けて、継続的な技術開発 <集水域での対策> ○雨水幹線、雨水ポンプ増強、市町村における浸水対策事業 ○雨水貯留浸透施設 ○各戸の貯留施設、浸透施設の設置に関する補助金交付制度 ○ため池治水活用 ○田んぼ治水活用 ○井堰事前転倒による流す対策等の実施、体制構築 ○利水ダム等７ダムにおける事前放流等の実施、体制構築 ○地すべり ○砂防事業 ○ため池、農地、森林の保全 ■被害対象を軽減する対策 <氾濫域での対策> ○ガイドライン等による流域治水の取組の推進 ○防災調節地整備の指導等 ■被害の軽減、早期復旧・復興のための対策 <避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備> ○新技術を活用した越水・漏水の感知システムの整備 ○樋門遠隔操作化 ○新技術を活用した流域の浸水監視体制の強化（河口部河床、外水、内水）						

項目	計画（令和４年３月３１日改定）	事務局案		変更内容
		○掘削度等を活用した防災拠点整備 <避難指示等の発令に着目したタイムラインの作成・更新・活用に関する事項> ○流域の河川情報を一元化し、ホットラインを強化 ○局地的豪雨探知システムの利活用推進とゲリラ豪雨対策アクションプランの策定 <ハザードマップの作成・周知等に関する事項> ○水害リスク空白域の解消 <防災教育や防災知識普及に関する事項> ○メディアと連携した河川情報の発信 <避難行動のためのリアルタイム情報発信等に関する事項> ○わかりやすい防災気象情報の発信	●氾濫をできるだけ防ぐ・減らすために、河川区域の堤防の整備や河道掘削など河川事業だけでなく、集水域での砂防、下水道など他分野との役割分担による施設整備が必要である。 ●被害対象を減少させるために、河川区域や集水域の施設整備だけでなく、氾濫域の土地利用規制等の仕組み・制度など法的措置が必要である。 ●被害の軽減、早期復旧・復興のために、新たな避難判断情報の活用や被災時に備えた対応への準備が必要である。	
		※各項目の課題●のアルファベット記号は、後術の「6. 概ね５年間で実施する取組」の内容と対応		
５．減災のための目標	円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施、及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等の対策を実施することで、各参加機関が連携して令和 7 年度までに達成すべき減災目標は以下のとおりとした。	円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施、及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等の対策を実施することで、各参加機関が連携して令和 12 年度までに達成すべき減災目標は以下のとおりとした。		

項目	計画（令和４年３月３１日改定）	事務局案	変更内容
	【５年間で達成すべき目標】 近畿最大の大阪都市圏に拡散する大和川下流部の大規模水害に対して、「迅速、的確かつ主体的な広域避難」と、「水害に強い都市への再構築」を目指す。 【目標達成に向けた３本柱】 上記目標達成に向け、大和川下流部において戦後最大となる昭和５７年洪水と同規模洪水を安全に流すことを目的として、河川管理者が実施する堤防整備等の洪水を河川内で安全に流す対策に加え、以下の項目を３本柱とした取組を実施する。 １．（避難）広範囲の浸水に対して迅速、的確かつ主体的な広域避難行動のための取り組み ２．（防ぐ）一秒でも長い避難時間の確保のための水防活動実現への取り組み ３．（回復）氾濫による社会経済被害の軽減、早期回復を可能とする水害に強い都市の再構築のための取り組み	【５年間で達成すべき目標】 近畿最大の大阪都市圏に拡散する大和川下流部の大規模水害に対して、流域治水の自分事化を推進し、「迅速、的確かつ主体的な避難」と、「確実な水防対応」ができる地域社会を目指す。 【目標達成に向けた３本柱】 大和川下流域の流域治水においては、以下の項目を３本柱とし、上記目標の達成に向けては、“被害の軽減・早期復旧・復興”のための対策として、「避難、防ぐ、回復」に資する取組を実施する。 １．（氾濫を防ぐ・減らす）治水施設の整備や多面的機能の強化により、流域全体における氾濫の防止・軽減を推進 ２．（被害対象を減らす）流域全体での雨水貯留・浸透対策や土地利用規制・誘導を主軸とした被害対象そのものを減らす取り組みを総合的に推進 ３．（被害の軽減・早期復旧・復興）命を守る避難行動の実効性を強化し、一刻も早い生活再建と社会経済被害回復のための支援体制を確立・強化 ①（避難）急激な水位上昇及び浸水に対して迅速、的確かつ主体的な避難行動のための取り組み ②（防ぐ）一秒でも長い避難時間の確保のための水防活動実現への取り組み ③（回復）氾濫による社会経済被害の軽減、早期回復を可能とする取り組み なお、“氾濫を防ぐ・減らす”・“被害対象を減らす”の取組項目や、“被害の軽減・早期復旧・復興”の一部項目に関しては流域治水部会でとりまとめを行う。	８．次期取組方針（案）を検討し、５年間で達成すべき目標を更新 ９．取組方針（案）の３本柱の１．と２．を流域治水プロジェクトの３本柱に併せて更新

項目	計画（令和４年３月３１日改定）	事務局案	変更内容
		【重点項目の設定】 大和川下流部の減災に係る取組方針において、流域治水プロジェクトの取組方針とともに、住民防災意識調査及び「流域治水の自分事化」の提言を踏まえて、常に氾濫発生に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりである。 １．防災意識が薄い住民に向けたリスクの認知と自分事化を図る きっかけづくり ２．防災意識が強い住民に向けた地域の防災リーダーの育成と共助の仕組づくり ３．住民の防災意識と地域防災力の段階的向上を目指した関係機関の連携 なお、進捗率が低い取り組みに関しては、状況に応じて重点実施項目に設定し、フォローアップの強化を図る。 また、「重点実施項目」に設定している取組については、流域内で取組内容や課題、意見等を踏まえ、会議の場で情報共有・議論することとする。	10. 「流域治水の自分事化」の提言及び住民防災意識調査結果を踏まえて、重点実施項目を新たに追加 11. 重点実施項目の実施体制について新たに追加
6. 概ね５年で実施する取組	氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各参加機関が取り組む主な内容（取組項目・目標時期・取組機関）は次のとおりである。	氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各参加機関が取り組む主な内容（取組項目・目標時期・取組機関）は次のとおりである。	

項目	計画（令和4年3月31日改定）				事務局案				変更内容																					
	1）洪水を河川内で安全に流す対策				なお、流域治水部会では“氾濫を防ぐ・減らす”・“被害対象を減らす”や、“被害の軽減・早期復旧・復興”の一部項目に関してとりまとめを行うものとし、減災対策協議会では主に“被害の軽減・早期復旧・復興”の項目に関してとりまとめを行うものとする。 1）（氾濫を防ぐ・減らす）治水施設の整備や多面的機能の強化により、流域全体における氾濫の防止・軽減を推進 ①減災対策協議会でとりまとめ 取組項目なし ②流域治水部会でとりまとめ				12. 流域治水プロジェクトにおける「氾濫を防ぐ・減らす対策」の項目を追加																					
	<table><thead><tr><th>主な取組項目</th><th>課題の整理 記号</th><th>目標時期</th><th>取組機関</th></tr></thead><tbody><tr><td>■洪水を河川内で安全に流す対策に関する事項 ・遠里小野地区の堤防整備 ・長吉川辺地区の侵食対策 ・太田地区の侵食対策 ・国分市場地区の堤防整備</td><td>V</td><td>令和7年度 実施済み 実施済み 実施済み</td><td>近畿地整</td></tr><tr><td>・重要インフラの機能確保 【下水道・国・都道府管理河川】 ○2018年の緊急点検を踏まえ、近年、浸水実績があり、病院、市役所など生命や防災上重要な施設の浸水が想定される地方公共団体及び河川において、近年の主要降雨等による重要施設の浸水被害を防止軽減するため、雨水排水施設の整備や河川改修等の対策を概ね完了。 ○予備ポンプや移動式ポンプ等を活用した効率的な内水排除方法に関係機関で連携して検討し、順次実施。 【下水道】 ○浸水対策に関する取組の好事例を収集し地方公共団体へ情報提供するとともに、都道府県が行う講習会等を通じ、地方公共団体への助言を実施。 ○各下水道管理者において、水害時におけるBCPの作成を実施。 ○浸水リスクのある防災拠点や災害拠点病院、上下水道等の施設について、各施設管理者が実施する浸水被害の防災軽減策の支援を推進。</td><td></td><td>令和7年度</td><td>大阪市、堺市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市</td></tr></tbody></table>	主な取組項目	課題の整理 記号	目標時期	取組機関	■洪水を河川内で安全に流す対策に関する事項 ・遠里小野地区の堤防整備 ・長吉川辺地区の侵食対策 ・太田地区の侵食対策 ・国分市場地区の堤防整備	V	令和7年度 実施済み 実施済み 実施済み	近畿地整	・重要インフラの機能確保 【下水道・国・都道府管理河川】 ○2018年の緊急点検を踏まえ、近年、浸水実績があり、病院、市役所など生命や防災上重要な施設の浸水が想定される地方公共団体及び河川において、近年の主要降雨等による重要施設の浸水被害を防止軽減するため、雨水排水施設の整備や河川改修等の対策を概ね完了。 ○予備ポンプや移動式ポンプ等を活用した効率的な内水排除方法に関係機関で連携して検討し、順次実施。 【下水道】 ○浸水対策に関する取組の好事例を収集し地方公共団体へ情報提供するとともに、都道府県が行う講習会等を通じ、地方公共団体への助言を実施。 ○各下水道管理者において、水害時におけるBCPの作成を実施。 ○浸水リスクのある防災拠点や災害拠点病院、上下水道等の施設について、各施設管理者が実施する浸水被害の防災軽減策の支援を推進。		令和7年度	大阪市、堺市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市				<table><thead><tr><th>主な取組項目</th><th>課題の整理 記号</th><th>目標時期（案）</th><th>取組機関（案）</th></tr></thead><tbody><tr><td>■洪水を河川内で安全に流す対策に関する事項 ・遠里小野地区の堤防整備 →長吉川辺地区の侵食対策 →太田地区の侵食対策 →国分市場地区の堤防整備</td><td>V</td><td>令和12年度 実施済み 実施済み 実施済み</td><td>近畿地整</td></tr><tr><td>・重要インフラの機能確保 【下水道・国・都道府管理河川】 ○2018年の緊急点検を踏まえ、近年、浸水実績があり、病院、市役所など生命や防災上重要な施設の浸水が想定される地方公共団体及び河川において、近年の主要降雨等による重要施設の浸水被害を防止軽減するため、雨水排水施設の整備や河川改修等の対策を概ね完了。 ○予備ポンプや移動式ポンプ等を活用した効率的な内水排除方法に関係機関で連携して検討し、順次実施。 【下水道】 ○浸水対策に関する取組の好事例を収集し地方公共団体へ情報提供するとともに、都道府県が行う講習会等を通じ、地方公共団体への助言を実施。 ○各下水道管理者において、水害時におけるBCPの作成を実施。 ○浸水リスクのある防災拠点や災害拠点病院、上下水道等の施設について、各施設管理者が実施する浸水被害の防災軽減策の支援を推進。</td><td></td><td>令和12年度</td><td>大阪市、堺市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市</td></tr></tbody></table>	主な取組項目	課題の整理 記号	目標時期（案）	取組機関（案）	■洪水を河川内で安全に流す対策に関する事項 ・遠里小野地区の堤防整備 →長吉川辺地区の侵食対策 →太田地区の侵食対策 →国分市場地区の堤防整備	V	令和12年度 実施済み 実施済み 実施済み	近畿地整	・重要インフラの機能確保 【下水道・国・都道府管理河川】 ○2018年の緊急点検を踏まえ、近年、浸水実績があり、病院、市役所など生命や防災上重要な施設の浸水が想定される地方公共団体及び河川において、近年の主要降雨等による重要施設の浸水被害を防止軽減するため、雨水排水施設の整備や河川改修等の対策を概ね完了。 ○予備ポンプや移動式ポンプ等を活用した効率的な内水排除方法に関係機関で連携して検討し、順次実施。 【下水道】 ○浸水対策に関する取組の好事例を収集し地方公共団体へ情報提供するとともに、都道府県が行う講習会等を通じ、地方公共団体への助言を実施。 ○各下水道管理者において、水害時におけるBCPの作成を実施。 ○浸水リスクのある防災拠点や災害拠点病院、上下水道等の施設について、各施設管理者が実施する浸水被害の防災軽減策の支援を推進。		令和12年度	大阪市、堺市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市	
主な取組項目	課題の整理 記号	目標時期	取組機関																											
■洪水を河川内で安全に流す対策に関する事項 ・遠里小野地区の堤防整備 ・長吉川辺地区の侵食対策 ・太田地区の侵食対策 ・国分市場地区の堤防整備	V	令和7年度 実施済み 実施済み 実施済み	近畿地整																											
・重要インフラの機能確保 【下水道・国・都道府管理河川】 ○2018年の緊急点検を踏まえ、近年、浸水実績があり、病院、市役所など生命や防災上重要な施設の浸水が想定される地方公共団体及び河川において、近年の主要降雨等による重要施設の浸水被害を防止軽減するため、雨水排水施設の整備や河川改修等の対策を概ね完了。 ○予備ポンプや移動式ポンプ等を活用した効率的な内水排除方法に関係機関で連携して検討し、順次実施。 【下水道】 ○浸水対策に関する取組の好事例を収集し地方公共団体へ情報提供するとともに、都道府県が行う講習会等を通じ、地方公共団体への助言を実施。 ○各下水道管理者において、水害時におけるBCPの作成を実施。 ○浸水リスクのある防災拠点や災害拠点病院、上下水道等の施設について、各施設管理者が実施する浸水被害の防災軽減策の支援を推進。		令和7年度	大阪市、堺市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市																											
主な取組項目	課題の整理 記号	目標時期（案）	取組機関（案）																											
■洪水を河川内で安全に流す対策に関する事項 ・遠里小野地区の堤防整備 →長吉川辺地区の侵食対策 →太田地区の侵食対策 →国分市場地区の堤防整備	V	令和12年度 実施済み 実施済み 実施済み	近畿地整																											
・重要インフラの機能確保 【下水道・国・都道府管理河川】 ○2018年の緊急点検を踏まえ、近年、浸水実績があり、病院、市役所など生命や防災上重要な施設の浸水が想定される地方公共団体及び河川において、近年の主要降雨等による重要施設の浸水被害を防止軽減するため、雨水排水施設の整備や河川改修等の対策を概ね完了。 ○予備ポンプや移動式ポンプ等を活用した効率的な内水排除方法に関係機関で連携して検討し、順次実施。 【下水道】 ○浸水対策に関する取組の好事例を収集し地方公共団体へ情報提供するとともに、都道府県が行う講習会等を通じ、地方公共団体への助言を実施。 ○各下水道管理者において、水害時におけるBCPの作成を実施。 ○浸水リスクのある防災拠点や災害拠点病院、上下水道等の施設について、各施設管理者が実施する浸水被害の防災軽減策の支援を推進。		令和12年度	大阪市、堺市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市																											

項目	計画（令和４年３月３１日改定）	事務局案				変更内容
6. 概ね５年で実施する取組						13. 流域治水プロジェクトにおける「氾濫を防ぐ・減らす対策」の主な取組項目を追加

項目	計画（令和４年３月３１日改定）	事務局案				変更内容
6．概ね５年で実施する取組						13. 流域治水プロジェクトにおける「氾濫を防ぐ・減らす」対策及び主な取組項目等を追記
		主な取組項目	課題の整理記号	目標時期（案）	取組機関（案）	
		■集水域での対策 ・雨水幹線、雨水ポンプ増強、市町村における浸水対策事業	W	令和１２年度	堺市、富田林市※、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市、大阪府	
		・排水機場の耐水化	W	令和１２年度	大阪市、堺市、松原市、藤井寺市	
		・寝屋川南部地下河川の活用	W	令和１２年度	東大阪市	
		・雨水貯留浸透施設	W	令和１２年度	東大阪市、大阪狭山市※	
		・ため池治水利用	W	令和１２年度	藤井寺市、大阪府	
		・利水ダム等７ダムにおける事前放流等の実施、体制構築	W	令和１２年度	大阪府、近畿地整	
		・砂防事業	W	令和１２年度	大阪府	
		・ため池、農地、森林の保全	W	令和１２年度	藤井寺市、東大阪市、大阪府	
※流域治水部会のオブザーバーである						

項目	計画（令和４年３月３１日改定）	事務局案	変更内容												
6. 概ね５年で実施する取組		2)（被害対象を減らす）土地利用規制・誘導や構造的対策を主軸とした被害対象そのものを減らす取り組みを総合的に推進 ①減災対策協議会でとりまとめ 取組項目なし ②流域治水部会でとりまとめ <table border="1"> <thead> <tr> <th>主な取組項目</th><th>課題の整理 記号</th><th>目標時期（案）</th><th>取組機関（案）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>■氾濫原での対策 ・ガイドライン等による流域治水の取組の推進</td><td>W</td><td>令和１２年度</td><td>大阪府、近畿地整</td></tr> <tr> <td>・防災調整池整備の指導</td><td>W</td><td>令和１２年度</td><td>富田林市*、藤井寺市、大阪府</td></tr> </tbody> </table> ※流域治水部会のオブザーバーである	主な取組項目	課題の整理 記号	目標時期（案）	取組機関（案）	■氾濫原での対策 ・ガイドライン等による流域治水の取組の推進	W	令和１２年度	大阪府、近畿地整	・防災調整池整備の指導	W	令和１２年度	富田林市*、藤井寺市、大阪府	14. 流域治水プロジェクトにおける「被害対象を減らす」対策の項目及び主な取組項目等を追記
主な取組項目	課題の整理 記号	目標時期（案）	取組機関（案）												
■氾濫原での対策 ・ガイドライン等による流域治水の取組の推進	W	令和１２年度	大阪府、近畿地整												
・防災調整池整備の指導	W	令和１２年度	富田林市*、藤井寺市、大阪府												

項目	計画（令和4年3月31日改定）	事務局案				変更内容																																																																												
6. 概ね5年で実施する取組	2）「1.（避難）広範囲の浸水に対して迅速、的確かつ主体的な広域避難行動のための取り組み」	3）（被害の軽減・早期復旧・復興）命を守る避難行動の実効性を強化し、一刻も早い生活再建と社会経済被害回復のための支援体制を確立・強化				15. 流域治水プロジェクトにおける「被害の軽減・早期復旧・復興のための対策」を更新																																																																												
	<table><thead><tr><th>主な取組項目</th><th>課題の整理記号</th><th>目標時期</th><th colspan="2">取組機関</th></tr></thead><tbody><tr><td>■避難指示等の発令に着目したタイムラインの作成・更新・活用に関する事項 ・避難指示等の発令基準の設定</td><td>B</td><td>実施済み。今後フォローアップ</td><td colspan="2">8市</td></tr><tr><td>・避難指示等の発令基準の周知（HPでの公開等）</td><td></td><td>実施済み。今後フォローアップ</td><td colspan="2">大阪市、堺市、八尾市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市</td></tr><tr><td>・避難指示等の発令に着目したタイムラインの作成・更新</td><td>C</td><td>実施済み。今後フォローアップ</td><td colspan="2">8市</td></tr><tr><td>・タイムラインの作成・更新支援</td><td></td><td>実施済み。今後フォローアップ</td><td colspan="2">大阪府、大阪管区気象台、近畿地整</td></tr><tr><td>・タイムラインに基づく訓練の実施</td><td>C G I M</td><td>令和7年度</td><td colspan="2">大阪市、堺市、八尾市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪府、大阪管区気象台、近畿地整</td></tr><tr><td>・多機関連携型タイムラインの拡充</td><td></td><td>令和7年度</td><td colspan="2">8市、大阪府、大阪管区気象台、近畿地整、各鉄道会社</td></tr><tr><td colspan="5">【共通】 ○ゼロメートル地帯を含むエリアにおいて、公共交通機関も参画したタイムライン策定に向けた検討を実施。 ○主要な都市部を含むエリアにおいて、ブロック多機関連携型タイムラインを順次展開。</td></tr></tbody></table>	主な取組項目	課題の整理記号	目標時期	取組機関		■避難指示等の発令に着目したタイムラインの作成・更新・活用に関する事項 ・避難指示等の発令基準の設定	B	実施済み。今後フォローアップ	8市		・避難指示等の発令基準の周知（HPでの公開等）		実施済み。今後フォローアップ	大阪市、堺市、八尾市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市		・避難指示等の発令に着目したタイムラインの作成・更新	C	実施済み。今後フォローアップ	8市		・タイムラインの作成・更新支援		実施済み。今後フォローアップ	大阪府、大阪管区気象台、近畿地整		・タイムラインに基づく訓練の実施	C G I M	令和7年度	大阪市、堺市、八尾市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪府、大阪管区気象台、近畿地整		・多機関連携型タイムラインの拡充		令和7年度	8市、大阪府、大阪管区気象台、近畿地整、各鉄道会社		【共通】 ○ゼロメートル地帯を含むエリアにおいて、公共交通機関も参画したタイムライン策定に向けた検討を実施。 ○主要な都市部を含むエリアにおいて、ブロック多機関連携型タイムラインを順次展開。					①減災対策協議会でとりまとめ ①（避難）広範囲の浸水に対して迅速、的確かつ主体的な広域避難行動のための取り組み <table><thead><tr><th>主な取組項目</th><th>課題の整理記号</th><th>目標時期（案）</th><th>取組機関（案）</th></tr></thead><tbody><tr><td>■避難指示等の発令に着目したタイムラインの作成・更新・活用に関する事項 ・避難指示等の発令基準の設定</td><td>B</td><td>実施済み。今後フォローアップ</td><td>8市</td></tr><tr><td>・避難指示等の発令基準の周知（HPでの公開等）</td><td></td><td>実施済み。今後フォローアップ</td><td>大阪市、堺市、八尾市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市</td></tr><tr><td>→避難指示等の発令に着目したタイムラインの作成・更新</td><td>E</td><td>実施済み。今後フォローアップ</td><td>8市</td></tr><tr><td>→タイムラインの作成・更新支援</td><td></td><td>実施済み。今後フォローアップ</td><td>大阪府、大阪管区気象台、近畿地整</td></tr><tr><td>・タイムラインに基づく訓練の実施</td><td>C G I M</td><td>令和12年度</td><td>大阪市、堺市、八尾市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪府、大阪管区気象台、近畿地整</td></tr><tr><td>・多機関連携型タイムラインの拡充</td><td></td><td>令和12年度</td><td>8市、河内長野市[*]、大阪府、大阪管区気象台、近畿地整、各鉄道会社</td></tr><tr><td colspan="4">【共通】 ○ゼロメートル地帯を含むエリアにおいて、公共交通機関も参画したタイムライン策定に向けた検討を実施。 ○主要な都市部を含むエリアにおいて、ブロック多機関連携型タイムラインを順次展開。</td></tr><tr><td>流域の河川情報を一元化し、ホットラインを強化</td><td>W</td><td>令和12年度</td><td>近畿地整</td></tr><tr><td>局地的豪雨探知システムの利活用推進とゲリラ豪雨対策アクションプランの策定</td><td>W</td><td>令和12年度</td><td>大阪府</td></tr></tbody></table> ※流域治水部会のオブザーバーである	主な取組項目	課題の整理記号	目標時期（案）	取組機関（案）	■避難指示等の発令に着目したタイムラインの作成・更新・活用に関する事項 ・避難指示等の発令基準の設定	B	実施済み。今後フォローアップ	8市	・避難指示等の発令基準の周知（HPでの公開等）		実施済み。今後フォローアップ	大阪市、堺市、八尾市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市	→避難指示等の発令に着目したタイムラインの作成・更新	E	実施済み。今後フォローアップ	8市	→タイムラインの作成・更新支援		実施済み。今後フォローアップ	大阪府、大阪管区気象台、近畿地整	・タイムラインに基づく訓練の実施	C G I M	令和12年度	大阪市、堺市、八尾市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪府、大阪管区気象台、近畿地整	・多機関連携型タイムラインの拡充		令和12年度	8市、河内長野市 [*] 、大阪府、大阪管区気象台、近畿地整、各鉄道会社	【共通】 ○ゼロメートル地帯を含むエリアにおいて、公共交通機関も参画したタイムライン策定に向けた検討を実施。 ○主要な都市部を含むエリアにおいて、ブロック多機関連携型タイムラインを順次展開。				流域の河川情報を一元化し、ホットラインを強化	W	令和12年度	近畿地整	局地的豪雨探知システムの利活用推進とゲリラ豪雨対策アクションプランの策定	W	令和12年度	大阪府
主な取組項目	課題の整理記号	目標時期	取組機関																																																																															
■避難指示等の発令に着目したタイムラインの作成・更新・活用に関する事項 ・避難指示等の発令基準の設定	B	実施済み。今後フォローアップ	8市																																																																															
・避難指示等の発令基準の周知（HPでの公開等）		実施済み。今後フォローアップ	大阪市、堺市、八尾市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市																																																																															
・避難指示等の発令に着目したタイムラインの作成・更新	C	実施済み。今後フォローアップ	8市																																																																															
・タイムラインの作成・更新支援		実施済み。今後フォローアップ	大阪府、大阪管区気象台、近畿地整																																																																															
・タイムラインに基づく訓練の実施	C G I M	令和7年度	大阪市、堺市、八尾市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪府、大阪管区気象台、近畿地整																																																																															
・多機関連携型タイムラインの拡充		令和7年度	8市、大阪府、大阪管区気象台、近畿地整、各鉄道会社																																																																															
【共通】 ○ゼロメートル地帯を含むエリアにおいて、公共交通機関も参画したタイムライン策定に向けた検討を実施。 ○主要な都市部を含むエリアにおいて、ブロック多機関連携型タイムラインを順次展開。																																																																																		
主な取組項目	課題の整理記号	目標時期（案）	取組機関（案）																																																																															
■避難指示等の発令に着目したタイムラインの作成・更新・活用に関する事項 ・避難指示等の発令基準の設定	B	実施済み。今後フォローアップ	8市																																																																															
・避難指示等の発令基準の周知（HPでの公開等）		実施済み。今後フォローアップ	大阪市、堺市、八尾市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市																																																																															
→避難指示等の発令に着目したタイムラインの作成・更新	E	実施済み。今後フォローアップ	8市																																																																															
→タイムラインの作成・更新支援		実施済み。今後フォローアップ	大阪府、大阪管区気象台、近畿地整																																																																															
・タイムラインに基づく訓練の実施	C G I M	令和12年度	大阪市、堺市、八尾市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪府、大阪管区気象台、近畿地整																																																																															
・多機関連携型タイムラインの拡充		令和12年度	8市、河内長野市 [*] 、大阪府、大阪管区気象台、近畿地整、各鉄道会社																																																																															
【共通】 ○ゼロメートル地帯を含むエリアにおいて、公共交通機関も参画したタイムライン策定に向けた検討を実施。 ○主要な都市部を含むエリアにおいて、ブロック多機関連携型タイムラインを順次展開。																																																																																		
流域の河川情報を一元化し、ホットラインを強化	W	令和12年度	近畿地整																																																																															
局地的豪雨探知システムの利活用推進とゲリラ豪雨対策アクションプランの策定	W	令和12年度	大阪府																																																																															
						17. 流域治水プロジェクトの「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」の項目を追加 ①～②																																																																												

項目	計画（令和４年３月３１日改定）				事務局案				変更内容
6. 概ね５年で実施する取組									
	主な取組項目	課題の整理 記号	目標時期	取組機関	主な取組項目	課題の整理 記号	目標時期（案）	取組機関（案）	
	■ハザードマップの作成・周知等に関する事項 ・想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図の策定・公表	A	実施済み。今後フォローアップ	近畿地整	■ハザードマップの作成・周知等に関する事項 ・想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図の策定・公表	A	実施済み。今後フォローアップ	近畿地整	
	・想定最大外力を対象とした氾濫シミュレーションの公表		実施済み。今後フォローアップ	近畿地整	・想定最大外力を対象とした氾濫シミュレーションの公表		実施済み。今後フォローアップ	近畿地整	
	・広域避難に向けた調整及び検討	E	令和７年度	８市	・広域避難に向けた調整及び検討	E	令和１２年度	８市	
	・広域避難を考慮したハザードマップへの更新・周知	D E I	令和７年度	大阪市、堺市、八尾市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市	・広域避難を考慮したハザードマップへの更新・周知	D E I	令和１２年度	大阪市、堺市、八尾市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市	
	・まるとまちごとハザードマップの整備・更新・周知（訓練への活用）	K	令和７年度	大阪市、堺市、八尾市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、近畿地整	・まるとまちごとハザードマップの整備・更新・周知（訓練への活用）	K	令和１２年度	大阪市、堺市、八尾市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、近畿地整	
	・避難場所並びに避難経路の指定・更新及び周知	D	実施済み。今後フォローアップ	８市	・避難場所並びに避難経路の指定・更新及び周知	D	実施済み。今後フォローアップ	８市	
	・応急的な退避場所の確保 【国・都道府管理河川共通】 ○協議会等の場において、応急的な退避場所の必要性について検討に着手。 ○新たに市町村が退避場所の整備等を行う場合には、３ヵ年緊急対策で発生する建設発生土を活用するなど、効率的な整備について検討・調整。 ○安全な避難場所への避難が困難な地域や住民が逃げ遅れた場合の緊急的な避難先を確保する必要がある地域において退避場所の整備。 ○洪水ハザードマップに記載されている民間施設等を活用した緊急的な避難先の事例を収集し、調整内容や協定の締結方法等について協議会の場等を通じて情報提供。		令和７年度	堺市、八尾市、松原市、柏原市、羽曳野市、大阪市	・応急的な退避場所の確保 【国・都道府管理河川共通】 ○協議会等の場において、応急的な退避場所の必要性について検討に着手。 ○新たに市町村が退避場所の整備等を行う場合には、３ヵ年緊急対策で発生する建設発生土を活用するなど、効率的な整備について検討・調整。 ○安全な避難場所への避難が困難な地域や住民が逃げ遅れた場合の緊急的な避難先を確保する必要がある地域において退避場所の整備。 ○洪水ハザードマップに記載されている民間施設等を活用した緊急的な避難先の事例を収集し、調整内容や協定の締結方法等について協議会の場等を通じて情報提供。		令和１２年度	堺市、八尾市、松原市、柏原市、羽曳野市、大阪市	
	・住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進 【国・都道府管理河川、砂防共通】 ○モデル地区を選定し、地域に精通し水害・土砂災害リスク等に関する豊富な知見を有する専門家による支援方法について検討。		令和７年度	８市	・住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進 【国・都道府管理河川、砂防共通】 ○モデル地区を選定し、地域に精通し水害・土砂災害リスク等に関する豊富な知見を有する専門家による支援方法について検討。		令和１２年度	８市	

項目	計画（令和４年３月３１日改定）				事務局案				変更内容																																									
6．概ね５年で実施する取組	<table><tr><th>主な取組項目</th><th>課題の整理記号</th><th>目標時期</th><th>取組機関</th></tr><tr><td>・要配慮者利用施設の避難計画作成の促進および避難訓練の促進支援</td><td>G H</td><td>令和４年度</td><td>8市、大阪府、大阪管区気象台、近畿地整、</td></tr><tr><td>■防災教育や防災知識の普及に関する事項 ・小中学校や地域を対象とした水災害教育の実施</td><td>A F B H C J L</td><td>実施済み。今後フォローアップ</td><td>8市、大阪府、大阪管区気象台、近畿地整</td></tr><tr><td>・水災害意識啓発の広報</td><td>A H B L</td><td>実施済み。今後フォローアップ</td><td>8市、大阪府、大阪管区気象台、近畿地整</td></tr><tr><td>・共助の仕組みの強化 【国・都道府管理河川共通】 ○市町村の防災部局だけでなく高齢者福祉部局についても、協議会等への参加や防災部局から当該協議会等に関する情報提供を受けるなどにより情報共有を実施。 ○協議会等の場を活用して、避難時の声かけや避難誘導等の訓練及び出水時における実際の事例の情報を共有し、より充実した取組を検討・調整。 ○要配慮者利用施設の避難における、地域との連携事例を引き続き収集するとともに、収集した事例を分析し、結果をとりまとめて公表。 ○地区防災計画の作成や地域の防災リーダー育成に関する市町村の取組に対して専門家による支援を実施。 【国管理河川】 ○引き続き、地域包括支援センターにハザードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等の防災関連のパンフレット等を設置。協議会毎に地域包括支援センター・ケアマネジャーと連携した水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組の実施およびその状況を共有。</td><td></td><td>令和７年度</td><td>8市</td></tr></table>	主な取組項目	課題の整理記号	目標時期	取組機関	・要配慮者利用施設の避難計画作成の促進および避難訓練の促進支援	G H	令和４年度	8市、大阪府、大阪管区気象台、近畿地整、	■防災教育や防災知識の普及に関する事項 ・小中学校や地域を対象とした水災害教育の実施	A F B H C J L	実施済み。今後フォローアップ	8市、大阪府、大阪管区気象台、近畿地整	・水災害意識啓発の広報	A H B L	実施済み。今後フォローアップ	8市、大阪府、大阪管区気象台、近畿地整	・共助の仕組みの強化 【国・都道府管理河川共通】 ○市町村の防災部局だけでなく高齢者福祉部局についても、協議会等への参加や防災部局から当該協議会等に関する情報提供を受けるなどにより情報共有を実施。 ○協議会等の場を活用して、避難時の声かけや避難誘導等の訓練及び出水時における実際の事例の情報を共有し、より充実した取組を検討・調整。 ○要配慮者利用施設の避難における、地域との連携事例を引き続き収集するとともに、収集した事例を分析し、結果をとりまとめて公表。 ○地区防災計画の作成や地域の防災リーダー育成に関する市町村の取組に対して専門家による支援を実施。 【国管理河川】 ○引き続き、地域包括支援センターにハザードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等の防災関連のパンフレット等を設置。協議会毎に地域包括支援センター・ケアマネジャーと連携した水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組の実施およびその状況を共有。		令和７年度	8市	<table><tr><th>主な取組項目</th><th>課題の整理記号</th><th>目標時期（案）</th><th>取組機関（案）</th></tr><tr><td>・要配慮者利用施設の避難計画作成の促進および避難訓練の促進支援</td><td>G H</td><td>令和12年度</td><td>8市、河内長野市※、大阪府、大阪管区気象台、近畿地整</td></tr><tr><td>■防災教育や防災知識の普及に関する事項 ・小中学校や地域を対象とした水災害教育の実施</td><td>A F B H C J L</td><td>実施済み。今後フォローアップ</td><td>8市、河内長野市※、大阪府、大阪管区気象台、近畿地整</td></tr><tr><td>・水災害意識啓発の広報</td><td>A H B L</td><td>実施済み。今後フォローアップ</td><td>8市、大阪府、大阪管区気象台、近畿地整</td></tr><tr><td>・メディアと連携した河川情報の発信</td><td>W</td><td>令和12年度</td><td>大阪市、大阪府、近畿地整</td></tr><tr><td>・共助の仕組みの強化 【国・都道府管理河川共通】 ○市町村の防災部局だけでなく高齢者福祉部局についても、協議会等への参加や防災部局から当該協議会等に関する情報提供を受けるなどにより情報共有を実施。 ○協議会等の場を活用して、避難時の声かけや避難誘導等の訓練及び出水時における実際の事例の情報を共有し、より充実した取組を検討・調整。 ○要配慮者利用施設の避難における、地域との連携事例を引き続き収集するとともに、収集した事例を分析し、結果をとりまとめて公表。 ○地区防災計画の作成や地域の防災リーダー育成に関する市町村の取組に対して専門家による支援を実施。 【国管理河川】 ○引き続き、地域包括支援センターにハザードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等の防災関連のパンフレット等を設置。協議会毎に地域包括支援センター・ケアマネジャーと連携した水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組の実施およびその状況を共有。</td><td></td><td>令和12年度</td><td>8市</td></tr></table>				主な取組項目	課題の整理記号	目標時期（案）	取組機関（案）	・要配慮者利用施設の避難計画作成の促進および避難訓練の促進支援	G H	令和12年度	8市、河内長野市※、大阪府、大阪管区気象台、近畿地整	■防災教育や防災知識の普及に関する事項 ・小中学校や地域を対象とした水災害教育の実施	A F B H C J L	実施済み。今後フォローアップ	8市、河内長野市※、大阪府、大阪管区気象台、近畿地整	・水災害意識啓発の広報	A H B L	実施済み。今後フォローアップ	8市、大阪府、大阪管区気象台、近畿地整	・メディアと連携した河川情報の発信	W	令和12年度	大阪市、大阪府、近畿地整	・共助の仕組みの強化 【国・都道府管理河川共通】 ○市町村の防災部局だけでなく高齢者福祉部局についても、協議会等への参加や防災部局から当該協議会等に関する情報提供を受けるなどにより情報共有を実施。 ○協議会等の場を活用して、避難時の声かけや避難誘導等の訓練及び出水時における実際の事例の情報を共有し、より充実した取組を検討・調整。 ○要配慮者利用施設の避難における、地域との連携事例を引き続き収集するとともに、収集した事例を分析し、結果をとりまとめて公表。 ○地区防災計画の作成や地域の防災リーダー育成に関する市町村の取組に対して専門家による支援を実施。 【国管理河川】 ○引き続き、地域包括支援センターにハザードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等の防災関連のパンフレット等を設置。協議会毎に地域包括支援センター・ケアマネジャーと連携した水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組の実施およびその状況を共有。		令和12年度	8市	18. 流域治水プロジェクトの「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」の項目を追加③
	主な取組項目	課題の整理記号	目標時期	取組機関																																														
・要配慮者利用施設の避難計画作成の促進および避難訓練の促進支援	G H	令和４年度	8市、大阪府、大阪管区気象台、近畿地整、																																															
■防災教育や防災知識の普及に関する事項 ・小中学校や地域を対象とした水災害教育の実施	A F B H C J L	実施済み。今後フォローアップ	8市、大阪府、大阪管区気象台、近畿地整																																															
・水災害意識啓発の広報	A H B L	実施済み。今後フォローアップ	8市、大阪府、大阪管区気象台、近畿地整																																															
・共助の仕組みの強化 【国・都道府管理河川共通】 ○市町村の防災部局だけでなく高齢者福祉部局についても、協議会等への参加や防災部局から当該協議会等に関する情報提供を受けるなどにより情報共有を実施。 ○協議会等の場を活用して、避難時の声かけや避難誘導等の訓練及び出水時における実際の事例の情報を共有し、より充実した取組を検討・調整。 ○要配慮者利用施設の避難における、地域との連携事例を引き続き収集するとともに、収集した事例を分析し、結果をとりまとめて公表。 ○地区防災計画の作成や地域の防災リーダー育成に関する市町村の取組に対して専門家による支援を実施。 【国管理河川】 ○引き続き、地域包括支援センターにハザードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等の防災関連のパンフレット等を設置。協議会毎に地域包括支援センター・ケアマネジャーと連携した水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組の実施およびその状況を共有。		令和７年度	8市																																															
主な取組項目	課題の整理記号	目標時期（案）	取組機関（案）																																															
・要配慮者利用施設の避難計画作成の促進および避難訓練の促進支援	G H	令和12年度	8市、河内長野市※、大阪府、大阪管区気象台、近畿地整																																															
■防災教育や防災知識の普及に関する事項 ・小中学校や地域を対象とした水災害教育の実施	A F B H C J L	実施済み。今後フォローアップ	8市、河内長野市※、大阪府、大阪管区気象台、近畿地整																																															
・水災害意識啓発の広報	A H B L	実施済み。今後フォローアップ	8市、大阪府、大阪管区気象台、近畿地整																																															
・メディアと連携した河川情報の発信	W	令和12年度	大阪市、大阪府、近畿地整																																															
・共助の仕組みの強化 【国・都道府管理河川共通】 ○市町村の防災部局だけでなく高齢者福祉部局についても、協議会等への参加や防災部局から当該協議会等に関する情報提供を受けるなどにより情報共有を実施。 ○協議会等の場を活用して、避難時の声かけや避難誘導等の訓練及び出水時における実際の事例の情報を共有し、より充実した取組を検討・調整。 ○要配慮者利用施設の避難における、地域との連携事例を引き続き収集するとともに、収集した事例を分析し、結果をとりまとめて公表。 ○地区防災計画の作成や地域の防災リーダー育成に関する市町村の取組に対して専門家による支援を実施。 【国管理河川】 ○引き続き、地域包括支援センターにハザードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等の防災関連のパンフレット等を設置。協議会毎に地域包括支援センター・ケアマネジャーと連携した水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組の実施およびその状況を共有。		令和12年度	8市																																															
※流域治水部会のオブザーバーである																																																		

項目	計画（令和４年３月３１日改定）				事務局案				変更内容
６．概ね５年 で実施する取 組									19. 流域治水プ ロジェクトの 「被害の軽減、 早期復旧・復 興」の項目とし て整理
	主な取組項目	課題の 整理 記号	目標時期	取組機関	主な取組項目	課題の 整理 記号	目標時期（案）	取組機関（案）	
	■避難行動のためのリアルタイム 情報発信等に関する事項 ・同報系防災行政無線等の整備	F	実施済み。今後フォ ローアップ	８市	■避難行動のためのリアルタイム 情報発信等に関する事項 →同報系防災行政無線等の整備	F	実施済み。今後フォ ローアップ	８市 （流域治水部会でと りまとめ）	
	・避難行動の判断に必要な河川水 位に関する情報提供（必要箇所 の拡大、大和川水位情報提供サ イトのリンク貼付等）	S	実施済み。今後フォ ローアップ	８市、大和川右岸水 防事務組合、大阪 府、近畿地整	→避難行動の判断に必要な河川水 位に関する情報提供（必要箇所 の拡大、大和川水位情報提供サ イトのリンク貼付等）	S	実施済み。今後フォ ローアップ	８市、大和川右岸水 防事務組合、大阪 府、近畿地整	
	・メール情報配信システムの構 築、利用登録促進 ・スマートフォン等を活用したリ アルタイムの情報提供ならび にプッシュ型情報発信のため の整備	F	実施済み。今後フォ ローアップ 実施済み。今後フォ ローアップ	松原市 近畿地整	→メール情報配信システムの構 築、利用登録促進 →スマートフォン等を活用したリ アルタイムの情報提供ならび にプッシュ型情報発信のため の整備	F	実施済み。今後フォ ローアップ 実施済み。今後フォ ローアップ	松原市 近畿地整	
	・洪水予報文の改良と運用	C F	実施済み。今後フォ ローアップ	大阪管区气象台、近 畿地整	→洪水予報文の改良と運用	C F	実施済み。今後フォ ローアップ	大阪管区气象台、近 畿地整	
	・危険レベルの統一化等による災 害情報の充実と整理 【国・都道府管理河川共通】 ○危険レベル（警戒レベル）の導入に関し、 洪水予報警報及び水位周知の発表形式の見 直しを行い、発表情報の参考となる警戒レ ベルが分かる発表文にて運用。 ○関係機関との連携のもと、各種防災情報 における住民自らの行動（避難準備や避難開 始）のためのトリガーとなる情報を明確化 し、これらのトリガー情報について適切なタ イミングで緊急速報メールを配信するため の仕組みを構築。 ○水害・土砂災害に関する緊急速報メールに ついて、緊急性とその内容が的確に伝わるよ う、配信文例を作成し関係者間で共有し、自 治体にも周知。 ○2018 年の緊急点検を踏まえ、これまで 別々に管理されてきた水害・土砂災害に関 する情報を統合表示するシステムによる情報 提供を開始。 【砂防】 ○危険レベル（警戒レベル）を踏まえた土砂 災害警戒情報を発表できるよう、参考となる 発表文を見直し、運用。		実施済み。今後フォ ローアップ	大阪管区气象台、近 畿地整	・危険レベルの統一化等による災 害情報の充実と整理 【国・都道府管理河川共通】 ○危険レベル（警戒レベル）の導入に関し、 洪水予報警報及び水位周知の発表形式の見 直しを行い、発表情報の参考となる警戒レ ベルが分かる発表文にて運用。 ○関係機関との連携のもと、各種防災情報 における住民自らの行動（避難準備や避難開 始）のためのトリガーとなる情報を明確化 し、これらのトリガー情報について適切 なタイミングで緊急速報メールを配信する ための仕組みを構築。 ○水害・土砂災害に関する緊急速報メール について、緊急性とその内容が的確に伝わ るよう、配信文例を作成し関係者間で共有 し、自治体にも周知。 ○2018 年の緊急点検を踏まえ、これまで 別々に管理されてきた水害・土砂災害に関 する情報を統合表示するシステムによる情 報提供を開始。 【砂防】 ○危険レベル（警戒レベル）を踏まえたレ ベル４ 土砂災害危険警報を発表できるよう、 参考となる発表文を見直し、運用。		実施済み。今後フォ ローアップ	大阪管区气象台、近 畿地整	

項目	計画（令和４年３月３１日改定）				事務局案				変更内容
６．概ね５年 で実施する取 組									20. 流域治水プロジェクトの 「被害の軽減、 早期復旧・復興 のための対策」 の項目を追加④
	主な取組項目	課題の 整理 記号	目標時期	取組機関	主な取組項目	課題の 整理 記号	目標時期（案）	取組機関（案）	
	・洪水予測や河川水位の状況に関する解説 【国管理河川】 ○状況の切迫性が効果的に伝わる解説となるよう、解説を行う際の体制や、解説のタイミングとその内容等について整理。 ○出水時に、国土交通省職員等普段現場で災害対応に当たっている専門家がリアルタイムの状況をテレビやラジオ等のメディアで解説し、状況の切迫性を直接住民に周知。		実施済み。今後フォローアップ	近畿地整	・わかりやすい防災気象情報の発信	W	令和１２年度	大阪管区气象台	
	・土砂災害警戒情報を補足する情報の提供 【砂防】 ○スネークライン※の公表等の土砂災害警戒情報を補足する情報に関する先進的な取組事例を協議会等の場を通じて都道府県に共有。 ○既存システムの改修に合わせて、順次スネークラインの公表等を実施。 ※スネークライン図は、縦軸を短期の降雨を表す指標の「６０分間雨量」、横軸を長期の降雨を表す指標の「累加雨量指数」として、土砂災害発生の危険度を雨の降り始めから現在、そして３時間後の予測までの折れ線グラフで表したものです。この折れ線は、その変化の様子が蛇の動きに似ていることから「スネークライン」と呼ばれています。		令和７年度	堺市、八尾市、柏原市、羽曳野市、大阪府、東大阪市	・洪水予測や河川水位の状況に関する解説 【国管理河川】 ○状況の切迫性が効果的に伝わる解説となるよう、解説を行う際の体制や、解説のタイミングとその内容等について整理。 ○出水時に、国土交通省職員等普段現場で災害対応に当たっている専門家がリアルタイムの状況をテレビやラジオ等のメディアで解説し、状況の切迫性を直接住民に周知。		実施済み。今後フォローアップ	近畿地整	
	・簡易水位計、量水標、CCTVカメラの設置	S	実施済み。今後フォローアップ	大和川右岸水防事務組合、近畿地整	・レベル４土砂災害危険警報を補足する情報の提供 【砂防】 ○スネークライン※の公表等のレベル４土砂災害危険警報を補足する情報に関する先進的な取組事例を協議会等の場を通じて都道府県に共有。 ○既存システムの改修に合わせて、順次スネークラインの公表等を実施。 ※スネークライン図は、縦軸を短期の降雨を表す指標の「６０分間雨量」、横軸を長期の降雨を表す指標の「累加雨量指数」として、土砂災害発生の危険度を雨の降り始めから現在、そして３時間後の予測までの折れ線グラフで表したものです。この折れ線は、その変化の様子が蛇の動きに似ていることから「スネークライン」と呼ばれています。		令和１２年度	堺市、八尾市、柏原市、羽曳野市、大阪府、東大阪市	
					・簡易水位計、量水標、CCTVカメラの設置	S	実施済み。今後フォローアップ	大和川右岸水防事務組合、近畿地整 (流域治水部会でとりまとめ)	21. 流域治水プロジェクトの 「被害の軽減、 早期復旧・復興」の項目として整理

項目	計画（令和4年3月31日改定）	事務局案	変更内容																																															
6. 概ね5年で実施する取組	3) 「2.（防ぐ）一秒でも長い避難時間の確保のための水防活動実現への取り組み」	②（防ぐ）一秒でも長い避難時間の確保のための水防活動実現への取り組み	22. 流域治水プロジェクトにおける「被害の軽減・早期復旧・復興」のための対策のうち、水防活動に関する項目を更新																																															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>主な取組項目</th><th>課題の整理 記号</th><th>目標時期</th><th>取組機関</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>■水防活動の強化に関する事項 ・水防団(消防団含む)との情報伝達訓練の実施</td><td>O P Q</td><td>実施済み。今後フォローアップ</td><td>8市、大和川右岸水防事務組合、大阪府、大阪管区気象台、近畿地整</td></tr> <tr> <td>・水防団員や消防団員・水防協力団体の募集・指定を促進</td><td>R</td><td>実施済み。今後フォローアップ</td><td>大阪市、八尾市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市、大和川右岸水防事務組合</td></tr> <tr> <td>・関係機関が連携した実働水防訓練の実施（水防資材の点検管理含む）</td><td>O P Q</td><td>実施済み。今後フォローアップ</td><td>協議会全体</td></tr> <tr> <td>・浸水時においても災害対応を継続するための庁舎等施設の整備（自家発電装置等の耐水化など）</td><td>M</td><td>令和7年度</td><td>大阪市、八尾市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市、大阪府、近畿地整</td></tr> <tr> <td>■水防活動支援のための情報公開、情報共有に関する事項 ・重要水防箇所の情報共有と関係市等との共同点検の実施</td><td>O</td><td>実施済み。今後フォローアップ</td><td>大阪市、堺市、八尾市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、大和川右岸水防事務組合、大阪府、大阪管区気象台、近畿地整</td></tr> </tbody> </table>	主な取組項目	課題の整理 記号	目標時期	取組機関	■水防活動の強化に関する事項 ・水防団(消防団含む)との情報伝達訓練の実施	O P Q	実施済み。今後フォローアップ	8市、大和川右岸水防事務組合、大阪府、大阪管区気象台、近畿地整	・水防団員や消防団員・水防協力団体の募集・指定を促進	R	実施済み。今後フォローアップ	大阪市、八尾市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市、大和川右岸水防事務組合	・関係機関が連携した実働水防訓練の実施（水防資材の点検管理含む）	O P Q	実施済み。今後フォローアップ	協議会全体	・浸水時においても災害対応を継続するための庁舎等施設の整備（自家発電装置等の耐水化など）	M	令和7年度	大阪市、八尾市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市、大阪府、近畿地整	■水防活動支援のための情報公開、情報共有に関する事項 ・重要水防箇所の情報共有と関係市等との共同点検の実施	O	実施済み。今後フォローアップ	大阪市、堺市、八尾市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、大和川右岸水防事務組合、大阪府、大阪管区気象台、近畿地整	<table border="1"> <thead> <tr> <th>主な取組項目</th><th>課題の整理 記号</th><th>目標時期（案）</th><th>取組機関（案）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>■水防活動の強化に関する事項 ・水防団(消防団含む)との情報伝達訓練の実施</td><td>O P Q</td><td>実施済み。今後フォローアップ</td><td>8市、大和川右岸水防事務組合、大阪府、大阪管区気象台、近畿地整</td></tr> <tr> <td>・水防団員や消防団員・水防協力団体の募集・指定を促進</td><td>R</td><td>実施済み。今後フォローアップ</td><td>大阪市、八尾市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市、大和川右岸水防事務組合</td></tr> <tr> <td>・関係機関が連携した実働水防訓練の実施(水防資材の点検管理含む)</td><td>O P Q</td><td>実施済み。今後フォローアップ</td><td>協議会全体</td></tr> <tr> <td>・浸水時においても災害対応を継続するための庁舎等施設の整備 （自家発電装置等の耐水化など）</td><td>M</td><td>令和12年度</td><td>大阪市、八尾市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市、大阪府、近畿地整 (流域治水部会でとりまとめ)</td></tr> <tr> <td>■水防活動支援のための情報公開、情報共有に関する事項 ・重要水防箇所の情報共有と関係市等との共同点検の実施</td><td>O</td><td>実施済み。今後フォローアップ</td><td>大阪市、堺市、八尾市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、大和川右岸水防事務組合、大阪府、大阪管区気象台、近畿地整</td></tr> </tbody> </table>	主な取組項目	課題の整理 記号	目標時期（案）	取組機関（案）	■水防活動の強化に関する事項 ・水防団(消防団含む)との情報伝達訓練の実施	O P Q	実施済み。今後フォローアップ	8市、大和川右岸水防事務組合、大阪府、大阪管区気象台、近畿地整	・水防団員や消防団員・水防協力団体の募集・指定を促進	R	実施済み。今後フォローアップ	大阪市、八尾市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市、大和川右岸水防事務組合	・関係機関が連携した実働水防訓練の実施(水防資材の点検管理含む)	O P Q	実施済み。今後フォローアップ	協議会全体	・浸水時においても災害対応を継続するための庁舎等施設の整備 （自家発電装置等の耐水化など）	M	令和12年度	大阪市、八尾市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市、大阪府、近畿地整 (流域治水部会でとりまとめ)	■水防活動支援のための情報公開、情報共有に関する事項 ・重要水防箇所の情報共有と関係市等との共同点検の実施	O	実施済み。今後フォローアップ	大阪市、堺市、八尾市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、大和川右岸水防事務組合、大阪府、大阪管区気象台、近畿地整
主な取組項目	課題の整理 記号	目標時期	取組機関																																															
■水防活動の強化に関する事項 ・水防団(消防団含む)との情報伝達訓練の実施	O P Q	実施済み。今後フォローアップ	8市、大和川右岸水防事務組合、大阪府、大阪管区気象台、近畿地整																																															
・水防団員や消防団員・水防協力団体の募集・指定を促進	R	実施済み。今後フォローアップ	大阪市、八尾市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市、大和川右岸水防事務組合																																															
・関係機関が連携した実働水防訓練の実施（水防資材の点検管理含む）	O P Q	実施済み。今後フォローアップ	協議会全体																																															
・浸水時においても災害対応を継続するための庁舎等施設の整備（自家発電装置等の耐水化など）	M	令和7年度	大阪市、八尾市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市、大阪府、近畿地整																																															
■水防活動支援のための情報公開、情報共有に関する事項 ・重要水防箇所の情報共有と関係市等との共同点検の実施	O	実施済み。今後フォローアップ	大阪市、堺市、八尾市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、大和川右岸水防事務組合、大阪府、大阪管区気象台、近畿地整																																															
主な取組項目	課題の整理 記号	目標時期（案）	取組機関（案）																																															
■水防活動の強化に関する事項 ・水防団(消防団含む)との情報伝達訓練の実施	O P Q	実施済み。今後フォローアップ	8市、大和川右岸水防事務組合、大阪府、大阪管区気象台、近畿地整																																															
・水防団員や消防団員・水防協力団体の募集・指定を促進	R	実施済み。今後フォローアップ	大阪市、八尾市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市、大和川右岸水防事務組合																																															
・関係機関が連携した実働水防訓練の実施(水防資材の点検管理含む)	O P Q	実施済み。今後フォローアップ	協議会全体																																															
・浸水時においても災害対応を継続するための庁舎等施設の整備 （自家発電装置等の耐水化など）	M	令和12年度	大阪市、八尾市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市、大阪府、近畿地整 (流域治水部会でとりまとめ)																																															
■水防活動支援のための情報公開、情報共有に関する事項 ・重要水防箇所の情報共有と関係市等との共同点検の実施	O	実施済み。今後フォローアップ	大阪市、堺市、八尾市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、大和川右岸水防事務組合、大阪府、大阪管区気象台、近畿地整																																															

項目	計画（令和４年３月３１日改定）				事務局案				変更内容
6．概ね５年で実施する取組									
					</				

項目	計画（令和4年3月31日改定）	事務局案	変更内容																																							
6. 概ね5年で実施する取組	4) 「3. (回復) 氾濫による社会経済被害の軽減、早期回復を可能とする取り組み」	③ (回復) 氾濫による社会経済被害の軽減、早期回復を可能とする取り組み	25. 流域治水プロジェクトにおける「被害の軽減・早期復旧・復興」のための対策のうち、排水活動に関する項目を追加																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>主な取組項目</th><th>課題の整理記号</th><th>目標時期</th><th>取組機関</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> ■排水活動及び施設運用の強化に関する取組事項 ・大規模水害を想定した既存排水施設等の活用方法及び排水ポンプ車の設置箇所等、排水に関する検討 </td><td>T U</td><td>令和7年度</td><td>大阪府、近畿地整、大阪市、堺市、八尾市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市</td></tr> <tr> <td>・排水に関する訓練の実施</td><td>T</td><td>令和7年度</td><td>大阪市、堺市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪府、近畿地整、八尾市</td></tr> <tr> <td> ・排水設備の耐水性の強化 【下水道・国管理河川】 ○浸水による機能停止リスクが高い箇所において、リスク低減策の検討や復旧資材の確保に着手。○2018年の緊急点検を踏まえ、浸水による機能停止リスクが高い下水道施設、河川の排水機場について、排水機能停止リスク低減策を概ね完了。 </td><td>U</td><td>令和7年度</td><td>大阪市、堺市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市</td></tr> <tr> <td>・大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動</td><td>N</td><td>令和7年度</td><td>堺市、八尾市、東大阪市</td></tr> </tbody> </table> また、鉄道事業者の構成員は、減災に係る取組を実施していく。	主な取組項目	課題の整理記号	目標時期	取組機関	■排水活動及び施設運用の強化に関する取組事項 ・大規模水害を想定した既存排水施設等の活用方法及び排水ポンプ車の設置箇所等、排水に関する検討	T U	令和7年度	大阪府、近畿地整、大阪市、堺市、八尾市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市	・排水に関する訓練の実施	T	令和7年度	大阪市、堺市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪府、近畿地整、八尾市	・排水設備の耐水性の強化 【下水道・国管理河川】 ○浸水による機能停止リスクが高い箇所において、リスク低減策の検討や復旧資材の確保に着手。○2018年の緊急点検を踏まえ、浸水による機能停止リスクが高い下水道施設、河川の排水機場について、排水機能停止リスク低減策を概ね完了。	U	令和7年度	大阪市、堺市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市	・大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動	N	令和7年度	堺市、八尾市、東大阪市	<table border="1"> <thead> <tr> <th>主な取組項目</th><th>課題の整理記号</th><th>目標時期（案）</th><th>取組機関（案）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> ■排水活動及び施設運用の強化に関する取組事項 ・大規模水害を想定した既存排水施設等の活用方法及び排水ポンプ車の設置箇所等、排水に関する検討 </td><td>T U</td><td>令和12年度</td><td>大阪府、近畿地整、大阪市、堺市、八尾市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市</td></tr> <tr> <td>・排水に関する訓練の実施</td><td>T</td><td>令和12年度</td><td>大阪市、堺市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪府、近畿地整、八尾市</td></tr> <tr> <td> 一排水設備の耐水性の強化 【下水道・国管理河川】 ○浸水による機能停止リスクが高い箇所において、リスク低減策の検討や復旧資材の確保に着手。○2018年の緊急点検を踏まえ、浸水による機能停止リスクが高い下水道施設、河川の排水機場について、排水機能停止リスク低減策を概ね完了。 </td><td>U</td><td>令和12年度</td><td> 大阪市、堺市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市 （流域治水部会でとりまとめ） </td></tr> <tr> <td>・大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動</td><td>N</td><td>令和12年度</td><td>堺市、八尾市、東大阪市</td></tr> </tbody> </table> また、鉄道事業者の構成員は、減災に係る取組を実施していく。	主な取組項目	課題の整理記号	目標時期（案）	取組機関（案）	■排水活動及び施設運用の強化に関する取組事項 ・大規模水害を想定した既存排水施設等の活用方法及び排水ポンプ車の設置箇所等、排水に関する検討	T U	令和12年度	大阪府、近畿地整、大阪市、堺市、八尾市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市	・排水に関する訓練の実施	T	令和12年度	大阪市、堺市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪府、近畿地整、八尾市	一排水設備の耐水性の強化 【下水道・国管理河川】 ○浸水による機能停止リスクが高い箇所において、リスク低減策の検討や復旧資材の確保に着手。○2018年の緊急点検を踏まえ、浸水による機能停止リスクが高い下水道施設、河川の排水機場について、排水機能停止リスク低減策を概ね完了。	U	令和12年度	大阪市、堺市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市 （流域治水部会でとりまとめ）	・大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動	N	令和12年度	堺市、八尾市、東大阪市
主な取組項目	課題の整理記号	目標時期	取組機関																																							
■排水活動及び施設運用の強化に関する取組事項 ・大規模水害を想定した既存排水施設等の活用方法及び排水ポンプ車の設置箇所等、排水に関する検討	T U	令和7年度	大阪府、近畿地整、大阪市、堺市、八尾市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市																																							
・排水に関する訓練の実施	T	令和7年度	大阪市、堺市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪府、近畿地整、八尾市																																							
・排水設備の耐水性の強化 【下水道・国管理河川】 ○浸水による機能停止リスクが高い箇所において、リスク低減策の検討や復旧資材の確保に着手。○2018年の緊急点検を踏まえ、浸水による機能停止リスクが高い下水道施設、河川の排水機場について、排水機能停止リスク低減策を概ね完了。	U	令和7年度	大阪市、堺市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市																																							
・大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動	N	令和7年度	堺市、八尾市、東大阪市																																							
主な取組項目	課題の整理記号	目標時期（案）	取組機関（案）																																							
■排水活動及び施設運用の強化に関する取組事項 ・大規模水害を想定した既存排水施設等の活用方法及び排水ポンプ車の設置箇所等、排水に関する検討	T U	令和12年度	大阪府、近畿地整、大阪市、堺市、八尾市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市																																							
・排水に関する訓練の実施	T	令和12年度	大阪市、堺市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪府、近畿地整、八尾市																																							
一排水設備の耐水性の強化 【下水道・国管理河川】 ○浸水による機能停止リスクが高い箇所において、リスク低減策の検討や復旧資材の確保に着手。○2018年の緊急点検を踏まえ、浸水による機能停止リスクが高い下水道施設、河川の排水機場について、排水機能停止リスク低減策を概ね完了。	U	令和12年度	大阪市、堺市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市 （流域治水部会でとりまとめ）																																							
・大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動	N	令和12年度	堺市、八尾市、東大阪市																																							

項目	計画（令和4年3月31日改定）	事務局案	変更内容																																				
		②流域治水部会でとりまとめ <table> <tr> <th>主な取組項目</th><th>課題の整理記号</th><th>目標時期（案）</th><th>取組機関（案）</th></tr> <tr> <td>・同報系防災行政無線等の整備</td><td>F</td><td>令和12年度</td><td>8市</td></tr> <tr> <td>・簡易水位計、量水標、CCTVカメラ等の設置</td><td>S</td><td>実施済み。今後フォローアップ</td><td>大和川右岸水防事務組合、近畿地整</td></tr> <tr> <td>・新技術を活用した越水・漏水の感知システムの整備</td><td>W</td><td>令和12年度</td><td>近畿地整</td></tr> <tr> <td>・樋門遠隔操作化</td><td>W</td><td>令和12年度</td><td>近畿地整</td></tr> <tr> <td>・新技術を活用した流域の浸水監視体制の強化（河口部河床、外水、内水）</td><td>W</td><td>令和12年度</td><td>近畿地整</td></tr> <tr> <td>・浸水時においても災害対応を継続するための庁舎等施設の整備（自家発電装置等の耐水化）</td><td>M</td><td>令和12年度</td><td>大阪市、八尾市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市、大阪府、近畿地整</td></tr> <tr> <td>・排水設備の耐水化</td><td>U</td><td>令和12年度</td><td>大阪市、堺市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市</td></tr> <tr> <td>・掘削残土等の活用した防災拠点整備</td><td>W</td><td>令和12年度</td><td>近畿地整</td></tr> </table>	主な取組項目	課題の整理記号	目標時期（案）	取組機関（案）	・同報系防災行政無線等の整備	F	令和12年度	8市	・簡易水位計、量水標、CCTVカメラ等の設置	S	実施済み。今後フォローアップ	大和川右岸水防事務組合、近畿地整	・新技術を活用した越水・漏水の感知システムの整備	W	令和12年度	近畿地整	・樋門遠隔操作化	W	令和12年度	近畿地整	・新技術を活用した流域の浸水監視体制の強化（河口部河床、外水、内水）	W	令和12年度	近畿地整	・浸水時においても災害対応を継続するための庁舎等施設の整備（自家発電装置等の耐水化）	M	令和12年度	大阪市、八尾市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市、大阪府、近畿地整	・排水設備の耐水化	U	令和12年度	大阪市、堺市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市	・掘削残土等の活用した防災拠点整備	W	令和12年度	近畿地整	27. 流域治水プロジェクトにおける「被害の軽減・早期復旧・復興」のための対策のうち、基盤等の整備に関する項目は流域治水部会でとりまとめ
主な取組項目	課題の整理記号	目標時期（案）	取組機関（案）																																				
・同報系防災行政無線等の整備	F	令和12年度	8市																																				
・簡易水位計、量水標、CCTVカメラ等の設置	S	実施済み。今後フォローアップ	大和川右岸水防事務組合、近畿地整																																				
・新技術を活用した越水・漏水の感知システムの整備	W	令和12年度	近畿地整																																				
・樋門遠隔操作化	W	令和12年度	近畿地整																																				
・新技術を活用した流域の浸水監視体制の強化（河口部河床、外水、内水）	W	令和12年度	近畿地整																																				
・浸水時においても災害対応を継続するための庁舎等施設の整備（自家発電装置等の耐水化）	M	令和12年度	大阪市、八尾市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市、大阪府、近畿地整																																				
・排水設備の耐水化	U	令和12年度	大阪市、堺市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市																																				
・掘削残土等の活用した防災拠点整備	W	令和12年度	近畿地整																																				

項目	計画（令和４年３月３１日改定）	事務局案	変更内容
7. フォローアップ	各機関の取組については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。 原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。 なお、本協議会は今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、随時、取組方針を見直すこととする。 （附則） 本取組方針は、平成28年8月25日に策定 令和2年7月30日 平成31年1月29日付「緊急行動計画の改定」の反映に伴う改定 令和4年3月31日 目標年次変更に伴う改定	各機関の取組については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。 原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。 なお、本協議会は今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、随時、取組方針を見直すこととする。 （附則） 本取組方針は、平成28年8月25日に策定 令和2年7月30日 平成31年1月29日付「緊急行動計画の改定」の反映に伴う改定 令和4年3月31日 目標年次変更に伴う改定 令和8年0月00日 目標年次変更に伴う改定	28. 第３期取組方針の改定日時更新